

令和 7 年筑北村議会 3 月定例会会議録 第 3 号

令和 7 年 3 月 1 4 日

第 3 号 (3月14日)

○開 議	4
○議事日程の報告	4
○一般質問	4
玉 井 玲 子 議員	4
藤 原 孝 一 議員	1 3
吉 池 昌 昭 議員	1 9
宮 下 敏 彦 議員	2 8
山 田 直 幸 議員	3 9
櫻 井 新 一 議員	4 9
勝 田 昇 議員	5 5
一之瀬 茂 幸 議員	6 4
窪 寺 務 議員	7 4
小 山 正 博 議員	7 9
○散 会	9 0

令和7年3月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第3号）

令和7年3月14日（金）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 「議案第28号 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例について」
の訂正

本日の会議に付した事件

日程第2の議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	待 井 安 登 君
11 番	勝 田 昇 君	12 番	鎌 田 欣 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君
会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	山 田 隆 宣 君
住 祉 課 民 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	宮 坂 英 幸 君
建 設 課 長	花 岡 牧 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長	細 田 雅 義 君		

事務局職員出席者

事務局 長 小川原 大 介 君

◎開議の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 定刻になりました。

ただいまから令和7年3月筑北村議会定例会第3日の会議を開きます。

なお、2番、窪寺議員より、本日欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

傍聴の申請がありましたので、これを許可します。

傍聴、写真撮影、録音機使用の申請がありますので、これを許可します。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（鎌田欣子議員） それでは日程により、会議を進めます。

◎一般質問

○議長（鎌田欣子議員） 日程第1、一般質問を行います。

本定例会の申し合わせにより、1人45分の持ち時間で行います。また、筑北村会議規則第55条の規定により、質疑の回数は同一議員につき同一議題について3回を超えることはできませんので、議員各位はこのことを踏まえ、スムーズな進行にご協力をお願いします。

本日の質問者は9名となります。お手元にお配りした要旨に沿って進めてまいります。順番に発言を許可します。

◇ 玉 井 玲 子 議員

○議長（鎌田欣子議員） 順番1、1、防犯対策について、2、スクールバスの運行について、3、情報発信について。4番、玉井玲子議員。

4番、玉井玲子議員。

○4番（玉井玲子議員） 4番、玉井玲子です。これから令和7年3月定例議会の一般質問をさせていただきます。

1つ目、防犯対策についてです。

令和6年度と7年度で、防災行政無線設備が改修されます。そこで屋外スピーカーとともに、防災カメラも17カ所改修が行われます。そこで次の3点について、お伺いしたいと思います。

1点目、改修される防災カメラの機能はどのようなものになるのでしょうか。また、今後の運用計画をお伺いいたします。

以下の質問につきましては、質問席から質問させていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 現在、施工中の防災行政無線更新整備において設置します防災カメラの機能でございますが、画質210万画素、カメラの稼働は水平回転360度旋回、垂直回転はマイナス30度からプラス210度、プライバシー機能としてモザイク処理ができることになっております。赤外線照明機能で100メートル以内の夜間撮影は可能となっています。

モザイク処理機能について、説明いたします。今回設置するカメラでは、人や車を瞬時に自動判別し、モザイク加工をすることではなく、各カメラの設置時にあらかじめモザイク処理をするポイントを設定いたします。

運用についてでございます。各カメラの映像が本庁舎放送室のカメラレコーダーに送られ、映像データをテレビ松本に伝送し、筑北専用チャンネルでの放送を10月から開始する予定です。なお本庁舎放送室のカメラレコーダーには、各カメラの映像を2週間分の録画機能があり、以降は上書き保存いたします。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 今度の新しく使われるカメラが高性能になり、また、録画機が追加されるということがわかりました。今までとは変わったということで、その点が大きく違うところなのかなというふうに思います。

それでは、2つ目、カメラによっては河川を写すものもあり、すべての防災カメラが防犯カメラとして運用できるとは思いませんが、S I C近くに新設されるものですとか、道路を写すものなどを防犯カメラとして運用することを提案いたします。いかがでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 今回整備する防災カメラは、議員からも発言があったように、河川、主要道路など監視を行うことを第一として設置するものでございます。プライバシー保護が必要な箇所はモザイク処理を施し、また、カメラの画質は約210万画素で、走行中の車のナンバーですとか、運転者の識別はできないことから、防犯カメラとして使用

する考えはございませんけれども、警察から映像の提供があった場合には、提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 1月の長野駅前で起こった事件でも、防犯カメラですとか、ドライブレコーダーの映像が犯人逮捕につながったと報道されました。現在、防犯カメラは一般的にも普及し、重要性が認識されているのではないかなというふうに感じます。私は令和5年の3月議会でもライブカメラについて質問をしています。とのときには録画機能がなく、防犯カメラとして運用するのは難しいという答弁をいただきました。しかし今回、防災カメラが改修されて録画機能があるのであれば、やはりこの機会に導入を検討する大きなチャンスになるのではないかと考えます。

先ほど総務課長の答弁の中で、警察のほうから提出が求められたら、そのときは提出することも考えるということでした。そのところがやはり重要になってくるのではないかと思いますので、ぜひそのように運用を考えていただきたいと思います。

3番目の質問です。私は令和4年の6月、令和5年の3月、令和6年の6月と、再三防犯カメラの質問を繰り返してまいりました。それはやはり今、防犯カメラが重要で必要性が高いと考えるからであります。学校や庁舎などの公共施設に防犯カメラの設置は今はいまだ必要ではないかと考えますが、その見解をお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 防犯カメラの設置については、犯罪抑止効果ですとか、万が一事件が発生した場合の迅速な対応につながる有効な手段であるとは思っています。

一方で、設置、運営、維持管理にかかる費用の問題、設置箇所にもよりますが、防犯カメラが設置されることで行動が監視されていると感じる方もいると思われます。特に学校という場所ではストレスを感じる児童・生徒がいる可能性もございます。生徒、保護者、教職員への丁寧な説明が必須であり、監視範囲の明確化や映像データの管理ルールづくりも欠かせません。学校やPTAから要望がないこと、また、前段で申し上げた点など、慎重な検討が必要なことから、現段階での設置は考えてございません。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 課長の答弁はわかりました。学校などにやはり生徒がプレッシャーになってしまったり、監視されているというふうに感じるというところは、本意ではありませんので、そのところはやはり配慮が必要なかなとは思っています。ただ、どこでもやはり不審者などがいつ来るかというところもありますので、安心・安全の面では少し防犯としては必要な部分も今は考えられるのではないかなというふうに感じます。

また、筑北小学校などでは、小学校のすぐ目の前に公民館もございます。ですので小学校に取りつけるのではなくて、筑北の公民館のところ、駐車場であったり道路であったり

というところを撮影するという観点で、設置するというのも1つ考えられるのではないかなというふうに感じます。

先日、安曇野警察署の生活安全課の方にお話をお伺いいたしました。今、防犯カメラはとても重要視されていて、補助金の申請も増えているとお伺いいたしました。個人への補助は行えませんが、警察でも区や常会単位だと2分の1、自治体の単位ですと3分の1、上限で25万円の補助が受けられるそうです。また、令和6年度は350万円だった補助金が、令和7年度では1,000万円に拡充されるそうです。やはり長野県警察でもそれだけ力を入れている証拠ではないかと思います。村民の安心・安全のために検討をお願いしたいと思います。村長はこの県についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 玉井議員には防犯カメラについて大変ご質問いただいております。先般長野市であった事件につきましては、今、お話がありましたように防犯カメラ、それからドライブレコーダーですね、これが犯人検挙の早い段階でできたというお話も伺っております。

そういう中で、防犯カメラの位置づけは今、総務課長も申し上げましたとおり、犯罪の抑止効果ですね、それから犯人検挙に対してということなんですけれども、やはり犯罪の抑止効果のための防犯カメラというのは、犯罪が起こる前に常に監視していないと、それはそれでできないという……がまず1点です。それではこの方が怪しいということで、追跡しているのかというのも、これはまたプライバシーが大きくかかわってくる問題であります。

そういうようなことで、否定するわけではございませんけれども、今、補助金の制度も理解しておりまして、駐在所さんにどこの場所が筑北村の中で適切かというような助言もいただくようお願いはしているところです。

私もいろいろ研究してまして、例えば自動販売機にカメラを設置して、それが飲料メーカーのほうで無償で提供してくれるということでお聞きしたら、1日500本ぐらい売上がないといけないということで、私も例えば坂井のフナクボ商店さんの前とか、ああいいうようなところに置いても非常に効果があるのかなというふうには思っておりますけれども、今、申し上げましたとおり悪質な犯罪が増えておりますので、設置箇所について検討を進めていきたいと思っております。済みませんが、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 村長のお話、わかりました。やはり私も調べている中で、自動販売機が大きな効果を出しているというところもありましたが、やはりそういうのは都会の話なのかなというふうにも感じます。やはり飲料メーカーのほうも利用者が多いところという形で、そういうところも協力をしていくのかなということも理解いたしました。

やはり今、防犯カメラは重要性も上がっていますし、防犯カメラ作動中というステッカーとか、そういうところがいろいろなところに張り出されたりしながら、ここは防犯カメラがあるから悪いことをしてはいけないなというところも、抑止力になっていくのかなというふうにも思います。そういうところも加味しながら、いろいろな面から検討をしていっていただきたいかなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。2番目、スクールバスの運行についてです。

村民の方から「私が見たバスには子供が3～4人しか乗っていないように見えた。スクールバスが適切に運行されているのか心配だ」という声をお伺いいたしました。

1つ目、1号車から6号車まで、バスごとに何人乗車しているのか、朝夕の乗車人数をお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） では、ただいまのご質問にお答えいたします。朝夕の乗車人数についてですが、号車ごとにお答えします。なお、その人数なんですけれども、全学年が1便、1回で乗車する人数を申し上げますので、ご了承ください。

まず1号車ですが、朝は13人、夕方は17人、2号車ですが、朝は11人、夕方は12人、3号車ですが、朝は14人、夕方は21人、4号者については、朝は21人、夕方も21人、5号車ですが、朝は22人、夕方は20人、6号者については、朝が17人、夕方は10人、以上であります。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 回答、わかりました。大体今、使われているマイクロバスの乗車人数は21人から22人が定員だというふうにお伺いいたしました。そのバスによっては21人、22人の定員いっぱいまで乗ってるバスもあったりするので、やはり今の6台が必要なんだということは理解いたしました。

また、先日、教育委員会にお話をお伺いしにいったときに、帰りのバスというのは低学年と高学年が帰る時間が違うというお話を伺いました。それで高学年と低学年に分かれて乗車したときに、やはり一番乗車の少ない帰りのバスの10人ですとか12人ですとか、そういう乗車のところは2便、高学年と低学年に分かれたときにきっと私がお伺いした村民の方のように3～4人の生徒だけというときがあったのかなというふうに感じました。それだけ運用されているということ、理解いたしました。

2番目、それではスクールバスの契約状況についてお伺いいたします。まとめて、現在の長期契約に至る経過と契約期間、契約相手方、契約金額についてお答えいただきたいとします。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） ただいまご質問いただきました契約に関してですが、順番は前後します、まとめて申し上げます。

まず、スクールバスに関する現在の契約は、令和4年4月から令和9年3月までの5年

間の長期継続契約です。契約相手方は、有限会社聖高原バス、契約金額は当初の契約金額で1億2,740万1,500円です。この長期継続契約は、令和4年度から始めたものであります。それまでは単年度契約をしておりました。単年度契約では年度が改まってからの入札を行い、初めて契約ができるということになります。しかし入札が不調に終わったりですとか、契約ができない場合も考えられますので、より安定的な運行を行うために長期継続契約で契約を結ぶということが有効であります。

長期継続契約は、地方自治法234条の3、地方自治法施行令第167条の17に規定がございます。特に地方自治法施行令第167条の17では、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとするがあります。

そこで令和3年度に条例を改正しまして、自動車運行業務等に関する委託契約の項目を村の条例に追加しまして、長期継続契約を結んで現在に至っております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 筑北小学校が坂井地区に移転、移動してから、やはりいろいろな経緯があって、いろいろ工夫をしていただいて、学校のために一番いいように、これからのところも考えていただいて契約を結んでいるということ、理解いたしました。

これからはしっかり一番いいように運航を考えていっていただきたいと思います。

3番目に、年度ごとの乗車人数や乗降場所の確認はいつごろ行っているのか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） 乗車人数や乗降場所の確認についてですが、年度ごとのその確認は例年12月に新入学予定児童の家庭に、乗車場所の希望調査を行いまして、それを回答いただいた後に、在校生の状況等あわせて確認、調整を行っております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） わかりました。しっかり確認がされて予定を立てられていること、理解いたしました。

そこで4番目、今後、児童の減少によるバスの大きさの変更や路線の見直しは考えているのか、どのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） 今、ご指摘いただきましたように、今後の児童数の推移によりましては、当然使用する車両の検討ですとか、あと路線の見直しというのは必要になってまいります。ただ、先ほどの乗車人数のところでも申し上げましたが、乗車する最大の人數で運行計画を立てる必要があることから、当面の間は現状の状態での運行となる、そ

んな見込みであります。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） わかりました。しっかり計画を立てて見直しなどを行われていること、理解いたしました。そのようにバスの運行に滞りなく、また、支障がないようにこれから計画をよろしくお願いいたします。

それでは、3番目の情報発信について質問いたします。

新設したアプリとホームページをリニューアルしての効果と評価をお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、お答えいたします。住民サービスの向上を目的として、スマートフォン向けアプリ「ちくほくナビ」を新たに導入し、あわせてホームページのリニューアルを行いました。アプリについては、行政情報や防災情報をリアルタイムで配信し、住民の皆様に迅速かつ的確な情報を届けられるよう努めております。

2月3日から3月1日までの期間で、アプリのダウンロード数は613件となっています。アプリのダウンロードに不慣れな方もいるため、確定申告会場にアプリダウンロードサポートブースを設けたほか、運動教室においてもアプリダウンロードの補助を実施し、普及促進、利用促進を図っております。

また、ホームページのリニューアルにつきましては、情報の見やすさを向上させることで、住民の皆様だけではなく観光で訪れる方や移住を検討される方にも利用しやすい構成としました。

アクセス状況につきましては、2月3日から3月1日までのアクティブユーザー数が1万1,000人となっております。多くの方に活用いただいている状況です。

これらの取り組みによりまして、窓口や電話での問い合わせが一部減少したほか、移住に関する問い合わせや情報アクセスの増加が見られるなど、一定の効果があったものと考えております。今後はアクセス状況の分析や住民の皆様からの意見を参考にしながら、さらなる利便性向上に向けた改善を進めていきます。

以上となります。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 私も「ちくほくナビ」、ダウンロードさせていただきました。やはりお祭りの情報ですとか、いろいろ注意喚起の情報ですとか、プッシュ型で通知をされてくるというのは、とても便利だなというふうに感じました。ふだんですと自分から調べにいかないと出てこないといえますか、そういう情報も、ナビのところでお知らせという形でアップされてくるので、それを確認するということで、やはり村の中の情報がいろいろ見れるなというふうに感じました。

ただ、高齢者の方など、使いこなすことですか、難しいところがあるかと思うので、これからもいろいろ村のほうでもフォローをしていく必要性はあるのかなというふ

うに感じます。

また、ホームページのほうも、だいぶ見やすく使いやすくなってきたんだというふうに感じます。いろいろな方に、やかりホームページというところ、すごく多くの方が見てくれるところだと思いますので、そこを充実させていくというところ、本当に大事なところなんだというふうに感じております。

そこでまた2つ目、先日の中学生議会の中でも、情報発信についての質問や意見が多く寄せられていたように感じました。やはりSNSなどを通じた情報発信が重要視されてきていると思います。

そこで、今後の対応、対策をお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、お答えいたします。情報発信の強化という点では、現在、筑北村として公式SNSは運用しておりません。ただし地域おこし協力隊の方がInstagramやフェイスブックを活用し、地域の魅力やイベント情報の発信を行っています。これによりまして村内外の方々に筑北村の様子を知っていただく機会を提供しているところです。

今後の対応としましては、まず、この地域おこし協力隊のSNSと村の広報活動を連携させることで、より多くの人に情報が届くよう工夫していきます。

他の自治体の事例を参考にしながら、まずは「ちくほくナビ」と村のホームページの連携を強化、行政情報や地域の課題を発信していきます。公式SNSにつきましては、運用体制の整備や管理責任、投稿方針、さらには炎上リスクへの対応など、慎重な検討が必要となつてまいりますので、これらの課題も含め研究を進めていきます。

現在、運用されているSNSにおきましても、発信頻度の向上や写真、動画を活用した情報発信の強化、イベント情報の効果的な拡散などを進め、より多くの方に筑北村の魅力を伝えるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 今、協力隊の方などのSNSなどの発信をという話がありました。

令和7年度、これから協力隊の採用の中で、このような情報発信をしていく方というのを採用していくというか、採用が決まっているのか、どのようになっているのか、その部分、説明をお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） 令和7年度採用の方で、情報発信ということで、協力隊の方を採用してございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 来年度情報発信の方はいるということでお聞きして、とても安心

いたしました。

協力隊の方でも、いろいろな仕事があるかと思いますが、今、本当に重要視されている情報発信というところに、本当に特化していくくらい、また、課を超えて観光ですか、お祭りですか、いろいろな部分があるかと思うので、その課を超えていろいろな情報を発信してもらえるようにしていったほうがいいかなというふうに考えます。

また、SNSの情報などを見て、そこから筑北村のホームページにアクセスして、そこで興味を持ってもらって、その後、どんどん来ていただくことですか、また、移住などにもつながっていくというふうに広がるといいなというふうに考えます。

情報発信について、村長はどのように考えておりますのでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、情報発信ということで、2つ整理しなきゃいけないと思っております。まず、ホームページについては、これは不特定多数の方がお見えになるということでございます。今回、住民アプリというのは、ホームページで出した情報を住民アプリのほうにプッシュ型で流しまして、それがいわゆるスマートフォンで表示されてくるということで、住民アプリのほうはほぼ村民向けにダイレクトにお知らせを伝えることができるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

私のところにも、非常に使いやすいとか、何ていうんですか、便利になったというお声をいただいておりますし、ダウンロードして1カ月で600件というのは、これはすごい数字だと思っておりますので、今後も住民アプリについてはどんどん利用してもらえ方が増えるように内容も充実しながら、情報の発信も頻繁に行っていかなければいけないと思っておりますので、よろしくお願いします。

それからSNSの発信ということに関しては、どちらかというとホームページというんですか、いわゆるそういった外部向けの情報になります。役場の職員は行政の仕事がメインでございますので、発信は重要なことですが、基本的には協力隊等の皆さんにやっていただければなということで、これは今、企画財政課長が申し上げたとおりでございます。

そういう中で、例えばリニューアル前にも、バナーで動くバナーをつくったところ、それも結構目を引くというんですか、そういうこともありましたし、やはりわかりやすく、大きくイメージを出して、見てもらいやすいホームページづくりをするということが一番かと思っております。またそういったところも研究しながら、対応してまいりたいと思っております。

あと今後の対応、対策ということに関しては、やはり高齢者の皆様方にはより操作ができるような形で、いろいろな研修の場を設けたいと思っておりますし、また、一番利用してもらいたいのは共稼ぎの皆様方、子育て世代でございますので、こういったものがあれば便利かというようなことも、これから要望を聞いて、対応していきたいと思っております。また、いろいろご要望等いただく中で、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） やはり筑北村は、とてもいいところがたくさんあるのは、わかってはいるんですけども、それを情報発信が弱いといいますか、知られていないというところがとても弱点なのではないかなというふうに思います。本当にいいところがたくさんあるのをみんなに知って、多くの人に知っていただきたいというところがありますので、そこで情報発信というのが今は本当に重要になってきているのではないかなというふうに感じます。

やはり若い方たち、村民の方たちにも「ちくほくナビ」、すごく使えると思いますので、そこを、まだ多分知られていない部分、多いのかなというので、思いますので、そこをどのようにしていろいろな多くの方に、村民の方にも知っていただいて届けられるのかというところ、まだまだ工夫が必要なのかなというふうには思います。いろいろ村長も検討していただいて、考えていただいていますので、これから多くの方に知っていただけるように、情報発信、これからも頑張っていっていただきたいかなというふうに思います。

以上で、私、玉井玲子の質問を終わらせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 4番議員の質問は以上で終わりました。

◇ 藤 原 孝 一 議員

○議長（鎌田欣子議員） 順番2、1、令和7年度における村内施設の在り方について、2、教育委員会管理施設の在り方について。5番、藤原孝一議員。

5番、藤原孝一議員。

○5番（藤原孝一議員） 5番、藤原です。私の3月定例会の一般質問ですが、1としまして、令和7年度における村内施設の在り方について、2として、教育委員会管理施設の在り方について、お伺いします。

初めに、平成3年度からの一般質問で、何回か繰り返し質問してきた公共施設の除却、用途変更、現状維持について、6月定例会では公共施設マネジメント会議の方針を含めて、積極的に進めていくという方針で取り組むということを聞きました。これからの質問につきましては、今までと重複するところがあると思いますが、令和7年度における村内施設の在り方について、1としまして、公共施設の統廃合について、公共施設マネジメント会議、除却・用途変更・現状維持の結果や、温泉施設運営等検討委員会の提言を受けて、積極的に進めるという考えでよろしいか、村長にお伺いいたします。

以下、質問席に着いて伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは、藤原議員の公共施設の統廃合についてということで、お答

え、答弁をさせていただきます。

公共施設の統廃合を進めることは、私の選挙公約でもございます。任期中におきましても議会や住民の皆様の合意をいただき、また、職員の協力を得て進めてまいったところがあります。

今回の一般質問におきましても、村の財政、とりわけ人件費の比率についてご質問をいただいておりますけれども、施設が多数存在する村にあるという状況の中で、維持費や修繕費、それから管理をするための人件費というのが発生してまいります。3村が合併して20年を迎える中、いかにこうした施設の統廃合を進めていくか、将来の村の財政負担にも大きくかかわってまいります。したがって統廃合だけではなく、民間事業者への売却・譲渡などを含め、施設数の削減には積極的に進めてまいります。

令和7年度におきましても、村営住宅等の除却を計画的に進めていく計画であります。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。今のお話をお聞きますと、いろんな意味で変化があるということで、それを見ながら進めるということで、積極的に進めていくというふうに解釈をしたいというふうに思っております。

また、やはりここについては、全体的な部分で幾つかあるものをやる場合、なかなか決定できないんですけれども、今まで令和3年、先ほど間違えました。令和3年度のときにもお聞きしている中で、公共施設マネジメント会議等で、かなり村内の大きい施設についても除却、用途変更等実施をしてきているということはわかっております。

そんな中で、やはりこれから、今も検討をいただいているわけなんですけれども、一番肝心なところになっているのが、2番目になりますけれども、西条温泉とくら、坂北荘、冠着荘の3施設のあり方について、平成19年12月の温泉施設のあり方に関する提言と、平成24年3月の指定管理者制度導入に関する提言をもとに、検討するか、白紙から検討するか、村長の考えを改めて伺いたいと思いますけれども、これは6月の定例の一般質問でもお聞きをしているところでありますが、ここの部分、はっきり村長からはお聞きしていないんですけれども、課長のほうから最終的にいろんな経営の状況とか、そういうものを踏まえて最終的には3温泉施設のあり方について、検討を行い、提言という形でまとめたきたいというお答えをいただいております。それ以外については、また村長のほうで、このことも踏まえて実際にこの施設について、料金については今回、提言がされて、条例で上程がされておりますが、その計画を見ますと4月から9月ごろには、この3施設について検討するということですが、そこら辺のところを村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 3温泉施設のあり方については、過去、今、藤原議員からありましたとおり、提言が出されているところでございます。ただ、いわゆるその当時と比べて、現

在、大きく環境が変わっております。やはり一番大きい点が、長期にわたる新型コロナウイルスの対策期間を経まして、生活様式、それから地域のコミュニティが様変わりしているという点が大変当時とは変わっている状況になっております。また、昨今の急激な価格高騰、それから人手不足も深刻になっておりまして、経営事業体も厳しい状況になっているという点は、当時とは違っているという中においては、過去のあり方とは別に、現時点における状況を踏まえた中で、将来を見通した中での議論を温泉検討委員会の皆様にお願ひしたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） 今のお答えをお聞きますと、ほぼ白紙の状態で検討するようなふうに聞こえるといいますか、解釈の問題ですけれども、やはり今、言われたような状況であれば、余計3施設をそのまま残すというわけには多分いかないのではないかなと。これはもう前々から言っている話なんですけれども、やはりそこら辺は年数はたっていますけれども、一番最初に出てきたのというのは、この地域のどのくらいのものが需要で、どういう形がいいかということと言われてるのではないかなというふうに思います。

そんな中で、もう少し何ていうんでしょう、積極的な意見の中で今の言われた回答の中で、もう少しこれからどうするかという、特にあとこれもそうなんですけれども、11月になりますので、そういう意味で、どんな形になるかということです。

今の回答で、次のほうに入りますけれども、1つの区切りとして、やっぱり令和7年11月というのは、我々の任期ということもあり、やはりその3施設について村としての方向性を出していただいて、村民の皆さんに周知して、できる状態にする必要があるんだと思うんです。9月ぐらいに出しますということはこの一般質問を出した後、シチョウとして出していただきました。現実的に9月のときに、9月ですから9月の議会に出して、それを検討、議会を含めて検討していくという状況をつくりたいというふうに考えておられるかどうか、お聞きます。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは2点、まず今の9月というような話に関してのことでございますけれども、今、温泉等検討委員会のほうにお願いしているのは、要は私の任期中にでないとなつた村長さんの方に申し送りのような形になってしまうので、任期中に答申をいただきたいというふうに思っています。今、これから答申に入る中で、私がいろいろ発言するのは、ある意味主張が出るかと思うんですが、今、お答えできるとすれば、今、藤原議員さんが言われていましたように、将来の人口を考えますと、やはり施設はこれは見直さなきゃいけないと思います。ただ、先ほどバスの問題もございましたけれども、人数が減っているから減らしていいかというと、なかなか地域の問題がございます。例えば温泉が身近になくなってしまつて、遠くまで行かなければならないといった問題もございます。これは深刻な問題でありますし、また、今、温泉施設で働いていらっしゃる村内

の雇用の場にもなっておりますので、ある意味でいうと多角的な部分で検討しなければいけない。大きな修繕が発生したら、もう、それは多分厳しいかもしれません。

そういったようなことも含めて、多方面で検討をしていただきたいというふうに申し上げますけれども、やはり方向性とすれば村を存続、自立する持続可能な村ということも一番の念頭に置いて、検討していただきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。そのとおりで、すべてを除却して1個を残すというものもあり、またそうでないもの、それが先ほどの除却・用途変更・現状維持というところに、公共施設マネジメント会議が出されてくる内容にもなるんじゃないかなと思います。やはりそれはしっかり検討していただくんですけれども、そうはいってもある程度方向性がないと、件とするにも時間がかかりかかるんじゃないかなということがありますので、村長の答えという言い方は変ですけど、形で出してしまうとそれはそちらのほうへ傾く可能性があるので、そこはそういうふうにするという意味ではなく、やはりある程度どういう方向だという何点かが出されていくと検討しやすいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） また第2弾ということで、検討委員会が始まりますので、また冒頭でそういったことの思いをお伝えさせていただきたいと思っております。いろいろな方が参加されて、いろいろ熱心に討論されておられるので、またそういったこともお伝えしながら、対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） 先ほどありましたように、任期中にということでもありますので、期間は短いですが、頑張ってください、ある程度答えを出し、今の議員のほうへこういう形でということで、話が出て次へ引き渡していけるという状況ができればいいかと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

それでは、次に2番の教育委員会管理施設の在り方についてお伺いいたします。

管理施設の管理体制や利用申請等、受付対応についての状況をお伺いいたします。管理については、やはり今までもお聞きしておりますけれども、今回は特に施設の状況と、予約等についてお聞きしたいと思います。

1番としまして、生涯学習係で管理している施設は、まず何カ所あるか。また、現在、それぞれの施設を何人の職員で担当しているかをお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。現在、生涯学習係で管理している施設は、体育施設が21、公民館が2、図書館が1、資料館が2、あと作陶場が1カ所ございまして、合計27施設あります。

担当する職員ですが、生涯学習係は3名で、基本的に本城、坂北、坂井の地域ごとに分けて今、担当しております。このほか、会計年度任用職員の方がサッカー場で2名、本城のふれあい広場で3名、坂北のやすらぎ広場で2名、図書館で3名の方々に担当していただいております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。施設については大体状況、私が見たり、調べたりする中での数字になると思います。施設の的に基本的に3人の担当者がそれぞれ分かれて、27施設を正規職員として見ている。それ以外に会計年度任用職員の方がそれぞれ2名ですよね、それぞれのところに2名、図書館は司書の関係もあるので3名ということでありますけれども、実際に正規職員が施設を回って歩く状況というところが、何ていうんでしょう、綿密にできるかどうかというところなんです、現状的にいかがか、お伺いしたいんですが。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） ただいまのご質問ですが、3名の職員ということで今、いますけれども、実際のところ各地域にそれぞれ施設が分かれておりまして、その管理人の方もいらっしゃるということで、ある程度お任せしている部分ということであります。地域ごと今、分けて担当しているわけですが、なるべく回ってということで見えておりますけれども、十分行き届いていかない面もあるようには感じておりますので、また今後の体制については考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。範囲も広いということで、なかなか大変だと思います。

そんな中で、やはり管理人の方も、そこに携わっている方も、受付だけではなくて、施設の草刈りから始まってすべて施設のことをやっているということで、なかなかそこら辺を含めるとやはり難しいんだろうと思います。

そんな中で、2番の予約が必要な施設は何カ所あって、予約の方法はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） それでは予約の必要な施設と予約の方法ということでございますが、予約が必要な施設は19施設ございます。予約の方法ですが、教育委員会事務局のほうにご連絡いただくということでありますが、特に体育施設等の予約専用ダイヤルを設けて受け付けております。

令和7年度の予約をこの3月3日から開始したところでございますが、次々と予約の電話がかかってきている状況で、特にキャンプ場についてはたくさんの予約をいただい

ていると、そんな状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。19施設あるということは、結構大変な受付になると思います。特に今、ふれあい広場のキャンプから始まって、あそこにはバーベキューハウスもあって、それも一応予約という形になっていると思います。

そういった意味の中で、やはり今、言われた専用電話等で受けて、それぞれの施設、管理人のいる部分については連絡をしながらやるということだと思いますけれども、今、特に村長とすれば、もうパソコンとか、そういうものを使ってという部分があると思うんです。そんな意味でやれる施設といいますか、一番は多分キャンプ場といいますか、ふれあい広場のところが一番必要性があって、たまたま見たりするとやはりシーズンのときに草刈りとか出ていると、多分いないと思います、事務室には。そうするとやっぱりおくれたりとかいろいろするのではないかというふうに思われますので、この辺もやはり考える必要があると思いますが、そういう導入についてはいかがか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今のキャンプ場につきまして、松本、安曇野近辺の方々が非常に手ごろにお越しいただいて、私のところにも、きのうもあるところで何回も来ているというようなお話もあって、ありがたいと思っています。やはりDXを使って予約をするというのが今の流れにはなってきたおんですけれども、トータル的に藤原議員さんから前からお話しいただいているように、とくら、碧館、それからサッカー場を含めた包括的な管理運営ができるような業者を探すといういのもまた1つの手かなと思っておりまして、お声がけしているところでございますけれども、またそういったことも含める中で、予約のシステムのあり方も先進的な部分を研究しながら、対応していきたいと思っております。現状においては今、従来型になってしまうかも知れませんが、職員が減ってくることもございますし、利用も盛んになってくると手が回らなくなるということも含めて、それぞれ検討してまいります。よろしくお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） 今のお答え、3番目のお答えに近い状況がありますけれども、やはりそういうことを長年見てくると、だんだん時代が変わってきて、使われ方も変わってきていると。極端に言えば、もう冬でもキャンプしたいという方が出てきているわけです。今、閉鎖という形になって、自由にという言い方はあれですけども、やっているということがありますが、そういうことを踏まえて考えると、特に村内外の人が予約をして利用する施設、お金をいただく施設については、やっぱり管理体制、教育委員会と、これは私が言うことではないんですけれども、管理体制というのはやっぱり大事業ではないかなと。これは来たお客さんに対することについても、やはりしっかり受付ができて、来て、すぐ対応して、場所を提供してもらえるというのは必要だと思いますので、ここに

ついてもちょっと改めて、もう一度村長、お願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） ありがとうございます。まず、キャンプについて申し上げますと、やはり今、キャンプが非常にブームで、このキャンプもグランピングから始まって、それからあとは本当に自然、昔の火をおこすところから始めるキャンプ、それからあとオートキャンプというところで、うちの村も本当にこれキャンプに力を入れていけば、また新たな観光資源になるかなというふうに思っておりますので、そういう提案も含めまして、これは投資計画にも入ってくるかと思うので、また検討していかなきゃいけないというふうに思います。

あわせて、いわゆるそれを支えるための管理体制、人力的配置を含めて見直さなければいけないと。いわゆる年間を通じてキャンプ需要があるというのが、私のほうも認識しておりますし、やはりお子さん連れで来て、いかに来てもらうかというのが村のいわゆる活性化にもつながってくると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） 今のお答えで私のほうは終わりにしたいと思いますけれども、やはりこれも前々から言っていますけれども、せっかくですのであの周辺の整備をしながら、来ていただく人たちがいろんな場面をつくれるようにしていただくと、よりいいんじゃないかなというふうに思いますので、そのような形をぜひ検討いただければと思います。

それで先ほど済みませんでした。令和3年を平成3年と言ってしまいました。おわびいたします。

これで5番、藤原の質問を終わりにします。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で5番議員の一般質問は終了しました。

◇ 吉 池 昌 昭 議 員

○議長（鎌田欣子議員） 順番3、1、行政改革について、2、高齢者施設の支援について、3、松食い虫被害への対応について、4、スクールバス乗車人員について、5、フルデマンドバスの早期実施について。6番、吉池昌昭議員。

6番、吉池昌昭議員。

○6番（吉池昌昭議員） 6番、吉池です。令和7年3月議会の一般質問をさせていただきます。

最初に、行政改革についてということで、1番目として、東筑摩郡内の村に比べ、人件費が多いと村民から私にも言われました。そういう中で村長は、先ほども面積が多い、施

設が多いと言っていますけれども、本当にこれ人口が減る中で、今後は人員配置などを見直していく必要があるのではないかとということを第1番として質問をいたします。

以下については、質問席で質問します。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 面積が大きく管理するべきインフラや公共施設が多ければ、工事等においては1人で現場管理できる箇所は限られますし、施設の維持管理においてもそれだけの時間を要し、必然的に職員は必要となってきます。

郡内の村と比較して人件費が多いとのご指摘でございますが、令和4年度決算統計を用いて人口及び産業構造で分類した全国の類似団体との比較では、人口1人当たりの人件費は平均値を下回ってございます。

また、人件費が多いということは、裏を返せばそれだけ多くの住民サービスを提供しているともいえます。合併以降、住民サービスをある程度維持する中で、一般職についてはおおむね3分の2の人数にしてきたところでございます。

職員も一生懸命仕事をしている中で、人件費を削減するためには今、行っている事務事業を減らすことが一番だとは思いますが、県支弁の教員の不足による講師等村で雇用することですとか、保育園等で支援が必要な園児に対する加配であるとか、削減できない部分もあります。

その中で、各業務においてなるべく住民サービスの低下につながらない範囲で、実施方法を見直し効率化を図ることで、会計年度任用職員の皆さんのお力をおかりしている部分の時間の短縮ですとか、ひいては職員数を削減し、人件費の圧縮に努める必要はあると思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） ただいまの総務課長の言っていることはわかりますけれども、今、筑北の人口3,800ぐらいで、人件費がこれは10億円、8,200人いる村でも9億8,000万円、4,000人のある村は7億1,000万円、こういうのを村民が見るとやっぱり筑北村ちょっと人口の割に職員が多いというか、効率が悪い行政をやっているのではないかとこのように村民は見るんですね、やっぱり。これ、人件費が今度これから予算が少なくなれば、今でも予算に対して20%ぐらいの人件費がかかっているのに対して、本当にこれから予算が減れば4分の1ぐらいは人件費で終わってしまう、そういう事態にもなりますので、私はぜひ見直しをして、総務課長が今、言っていることはわかりますけれども、やっぱり議会だって合併して議員の数は3分の1ぐらい、合併しないところより少なくなっています。それでまだこれから議会も定員を減らすというふうに流れはなっていますので、私はぜひ見直しをしていただきたいと思います。

ということで、答弁も聞いてもあれですので、次へいきますけれど。

○議長（鎌田欣子議員） ちょっとお待ちいただいていいですか。

村長。

○村長（太田守彦） 人口の割に職員数が多いというお話で、では減らしていいのかということですが、先日ウベラスでお話がありました。建設課の職員、ほぼ徹夜で6名対応に当たってまいりましたけれども、そういったようなこともございまして、村では本当に住民サービスという観点からいいにしても、今現状の体制で本当によく私はやっているというふうに思っております。サービスを低下していいのかどうかという問題もありますし、例えば保育園ですとか、給食ですとか、そういったところも効率化すればそれは職員は減るかもしれませんが、それでいいのかという問題もございます。そこら辺は私は考えは違いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 考えは違うとあって、人口はこれからどんどん減っていきます。人件費が村の予算を圧迫しないように、経営をしていっていただきたいと思います。

次に、温泉施設の検討委員会で検討して、単価改定が実施されました。そこで経営改善につながったかということの質問をさせていただきます。お金の話をするきりでいいんですけど、操出金がとくら、坂北荘、変わりなく操出をしています。経営アドバイザーという方が来て、いろいろなことをしているみたいですけど、根本的にやればやるほど操出をしなればできない、私はこれ使用者負担というものをもっと重要に考えてもらっていかないと、これ5,300万円といえど毎日14万6,000円何がしを足しているんですよ。人口1人に換算すると毎年1万4,000円ですよ。赤ちゃんから年寄りまで。これだけをやっぱり使用する人に私は負担をすることを考えてもらわなければ、2施設とも私は経営改善検討委員会でしていただいても、これが変わっていないという予算は、私は本当にちょっと疑問です。村長の考えを。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 3温泉施設の入浴料金改定は7月1日から、また、とくら宿泊料改定については4月1日より実施方向で準備をしております。入浴料改定の増額として3施設では430万円ほど、とくらの宿泊料改定の増額として350万円ほどを見込んでいます。とくらの宿泊料の中で、多くの方が利用されているのはネット予約でございますが、業者への手数料支払いが高額であるため、ネット予約に対する上限額を別途定めていただきます。

このほか、昨年4月から食堂メニューの料金改定を行った結果、売上増加につながっているというふうに考えております。また、この3月には坂北荘、4月からはとくら荘で料金改定、増額をさせていただきます。

また、さらなる売上増加に向け、ホームページや住民アプリ等を活用し、各イベントのPRに努め、近隣市町村からの集客アップを図り、経営改善につながるよう努力をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

とくらの碧館につきましては、新年度指導者の居場所を確保するなど、合宿などの利用

拡大に取り組んでまいります。先日とくらで研修会を開催し、講師からも幾つかの提案をいただいておりますので、実現につなげていきたいというふうに考えております。

一方、経費削減の面ですが、人件費の比率が経営を圧迫しているのは議員おっしゃっております。支配人補佐を配置したことにより、スタッフのシフト体制を効率化したり、複数の業務を受け持ったりして人件費の削減につなげたいというふうに考えております。ただし人手不足が深刻な状況ですので、現行スタッフは維持していきたいと思えます。

また、食材仕入れなど、賄い材料費の問題については、食事や宴会を利用されるお客様の満足を維持しながら、食材のむだをなくすことを第一に経費節減に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今、さらなる温泉施設の改革というご意見でございます。今回の料金改定につきまして、温泉施設検討委員会のほうで提言いただきましたが、議員の皆様からはあり方検討と同時並行で進めるべきではないかとたくさんのご意見をいただいておりますが、吉池議員からも再三言われておりますように、収益の改善ということですので着手できるものからということで、今回料金改定、宿泊料、入浴料の改定を先に行わせていただき、さらなる改革についてはまた温泉問題検討委員会に検討をゆだねるという考え方でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 村長からの言っていることはわかるんですけど、やっぱり予算を見ても、本当に今回の予算を見て、使用料収入を増やしてありますけれど、本当に使用料収入があれだけ上がるかと、この予算であれだけの収入を上げるということは、私はちょっとできないと思いますよ。予算を見て、違う方向へいっちゃって申しわけないけれど、もう、けつを決めておいて、予算をつくったような予算にしか私は見えない。本当にもう少し改革をしていかないと、やればやるほど一般会計からの繰入をしなければいけないというように、私はどうしても見えてしまう。1年というか、10月で選挙になるもので、あとはもう、わかりませんが、少し変えてもらわないとこのままで村がいいのかという、私は決してよくないと思います。村長の、私の今、言ったことについて村長、どういうふうに考えるか。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 昨年の12月の一般質問で吉池議員さんから、私の次の村長選への考えということで申し上げました。吉池議員さん、そのような思いがあるのであれば、みずから改革に乗り出していただければというふうに思います。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 次に移ります。タイケン学園との契約が更新される時期です。議会へは村長から何も考えが示されない中で、期日は来ると思います。そういう中で、質問

しますけれど、やすらぎ野球場、サッカー場、本城体育館、バドミントン体育館別の収入支出、令和7年度予算における金額をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

済みません、吉池議員に確認します。令和7年度の予算でよろしいですか。では、そうということで令和7年度の予算。済みません、もう一度質問を確認します。

○6番（吉池昌昭議員） では、こちらから申し上げます。令和7年度、本城のサッカー場で収入が260万2,000円、経費が1,028万9,000円、坂井のバドミントン体育館で収入が8万6,000円、経費が69万2,000円、本城体育館で収入が31万円、支出が電気料を100万円と見て1,464万9,000円、やすらぎ関連が収入が56万円、支出が経費が1,262万5,000円、合計で収入が355万8,000円、経費が3,825万5,000円になります。

そういう中で、経済効果が平成27年に学校を誘致するときに、生徒が260人来ます。経済効果は1億8,000万円あります。現在の学校の子供たちは80人ぐらい、経済効果は1,000万円ぐらいだという村からの説明もありました。

こういう中で、本当に村民への説明、経済効果、村民益になっているかということを村長にお伺いします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 経済効果という点でございますが、今、議員申し上げられたのは令和5年7月に議員研修でタイケン学園誘致にかかわる経過、経済効果について説明した内容だとは思いますが、繰り返しになりますが、村の収入としましては学生寮の上下水道使用料、村有地の貸付料として年間約170万円。学校給食の賄い及び生徒等飲食店・コンビニ等利用による村内での需要が年間約500万円、これに加えまして練習試合、大会等で来村する方の消費。合宿においてはコロナ禍の令和4年度では、とくら、冠着荘で約420万円でしたが、本年度の見込みでは約1,800万円の利用があるという見込みだということだそうです。

次に、令和2年時点での村内に居住していたと見込まれる生徒・教職員においては43名と聞いています。これに普通交付税の需要額において人口で算出される部分、平均額になりますが、約40万円を乗じた場合、年間約1,700万円となります。

また、村が学校を使用できる状態で維持管理していくためには、消防設備、エレベーター等の保守管理にかかる経費として年間約160万円が必要と見込まれます。これに加え職員の負担も増加してくることになります。

これ以外にも、国道403号の歩道の草取りですとか、金額にあらわれない部分でも貢献をいただいている部分もあると思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） わかりました。私が申し上げた予算は、収入が経費の1割ぐらいしかないという中で、村は40人の村へ転入していただいている皆さんのために、これを

やっているということを言っていますけれど、これが 20 年、10 年ですけれど、筑北村のこのお金がほかに使ったらどうなったかということも、私は今後考えていく、検証してみてもらう必要があると思います。やっぱりこれだけ人口が減って、高齢化が進んで、これが本当にこの誘致が村民益になったかということをお私は本当に、もう少し村にも最初のときの誘致のときの条件と違うということだけは、私は村長にも、村長そのとき議員をやっていますので、これはやっぱりこれだけの経済効果があるから誘致したのに、経済効果が 10 分の 1 とか、本当に経済効果があったのかというと、私はそのときの見積もりが違うか、ちょっといかなものかということだけは、また申し上げておきます。

次に、高齢者施設の支援についてということで質問させていただきます。

村内に社会福祉協議会を初め、高齢者の施設がございます。そういう中で、大変社会福祉協議会も厳しい。ほかの施設も厳しい状況です。私はこれだけ高齢化が進む中で、少しでも個人というか、NPO でやっている施設にも私は村費で何かの形で支援してやるのが、これから高齢者の居場所なりに、なくなってしまったときに、ああ、これではいけなかったということのないように、私はしていただきたいと思いますが、考えをお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、吉池議員のご質問にお答えしたいと思います。村内の高齢者施設は、筑北村社会福祉協議会で行っています介護サービス事業、それから宅幼老所「茶の間」、老人保健施設「にしじょう」が考えられますが、経営については議員おっしゃっていたように厳しい状況があることは、いろいろお聞きすることで承知はしております。

そこに対する支援ということですが、できることはまずは各施設で経営状況を確認し、必要に応じて改善計画を作成し、見直しをすることが大事だと考えております。施設でもできることを考えられて、実施を始めている施設もございます。

また、村外ではありますが、一部事務組合として運営されている松塩筑木曾老人施設組合、それから松塩安筑老人福祉施設組合なども経営が厳しい状況もあり、経営診断を行うなどして、あり方の検討を進めている状況でございます。

このような施設は、議員おっしゃるとおり村にとっても住民のよりどころとして必要な施設であると考えますが、どの施設も独立採算制で行う施設であると考えます。何か村としてできる支援とすれば、アウトソーシングで専門性の高い分野について委託を行っていくことで、現在も委託を行っている事業もございます。今後も委託できる事業については、新規や継続で行っていきたいと考えておりますし、また村でも一緒に考えられることがあれば、連携して考えていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 今、言っていることは本当にご無理ごもつともと思います。私が

思うには、これだけ村長の言う筑北村は広いと、広い中で効率が悪い、効率が悪いから老人施設も少しは私は支援をしてやるのが、いいんではないかということを申し上げます。

次に、社会福祉協議会の施設再編について、村民からも隣村との連携をしていくことも重要ではないかということで、指摘をする人もいます。そういう中で、これから会議がある中で、こういうことも話題に私は入れていっていただきたいと思って、今回質問しているわけですけど、どのようにお考えか、お願いしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、ただいまのご意見についてお答えしたいと思います。この件につきましては、事業主体はあくまでも社会福祉協議会ですので、村が強制的に進めるということはなかなか難しいと考えます。ただ、喫緊の課題として社会福祉協議会の早期の統合というのは施設内、筑北村村内にあります社会福祉協議会の3施設につきましては、早期に進めることで経営改善を図る必要があると認識しています。

また、隣村との連携につきましては、相手もあることですし、社会福祉協議会の考えもありますので、村としてお答えすることは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） そういう答弁になると思います。社会福祉協議会も村が村長がやっている、代表をやっているところもありますけれど、筑北村はやっていないということで、あれなんですけれど、これから人口が減る中で、そういうことも考えていかなければいけないということで、お願いをしたいと思います。

次に、松食い虫の被害対応について質問します。ちょっと時間がなくなったので、一括して答弁をしていただきたいと思います。

予算書を見ても、インフラ等への被害が考えられるところに予算がついています。そういう中で、停電も1月にありました。これが松枯れかどうかはわかりませんが、そういうようなことについてどういうふうに進めていくか、また、坂井支所の周辺、今年になって被害が拡大しております。そういう中で、放置をすれば被害が出るのではないかと、それともう1個、今、冠着の駅のところをやっているのを見ると、みんな棚にしてあるんですけど、あれもちょっと腐ってくると、あれが崩れてくるというような指摘をする人もいます。そういう中で、転ばして縦にしておいたほうがいいんではないか。そういう中でインフラの関係について、棚にするのではなくて私は転ばしてそのままにしておいたほうが被害がないんではないかということも提案申し上げて、一括で答弁をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（宮坂英幸） それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。まず、インフラへの被害が生じるおそれがある箇所の確認でございますが、これにつきましては住民の方からの通報や区要望、また、職員がパトロールを行い危険と思われるライフラ

イン上で松枯れしている場所については対応をしているところでございます。

また、停電などをどのように対応しなきゃいけないかということでございますが、これにつきましては基本的には木の所有者様が倒木により停電等を引き起こす危険のおそれがある樹木、松食い虫被害木を伐採していただくことが必要であると考えます。

しかしながら緊急を要する松食い虫木処理については、緊急危険木伐採事業として停電等のおそれのある箇所や、公共施設周辺については危険木を伐採しております。

また、電線等切断の危険がある枯損木については、中部電力、またN T T等へ通報し、処理を依頼しているところでございます。

限られる財源の中、森林環境譲与税や県の森林支援整備事業を活用し、ライフラインを中心に枯損木処理を実施していきたいと考えているところでございます。

続いて、また、坂井支所の周辺もの松枯れについてということでございますが、坂井地域におきましては麻績との村界からJ R沿線を中心に、松食い虫の被害が拡大しているところでございます。先ほど議員の質問にもございましたが、今年度聖高原杉崎線、冠着駅周辺のライフライン沿いにおきまして、緊急危険木伐採及び景観を配慮しての県の森林支援整備事業としまして、森林造成事業を行いました。7年度におきましても引き続き同路線におきまして森林整備を行う計画となっております。

また、他の箇所につきましても、ライフラインに影響が生じる箇所があれば順次対応をしたいと考えているところでございます。

過去に松枯れにより枯損木伐採した箇所、また、伐採できなかった箇所においても、天然更新により樹木が育ってきており、自然の力で森林が再生してきております。森林の整備につきましては、樹林所有者みずからが所有する森林を整備するのが望ましいわけですが、現在、松本広域森林組合が坂北刈谷沢にて行っております樹種転換事業の推進と、森林所有者様からの森林整備に対して相談があれば、助言を行っていききたいと考えます。

先ほどの冠着駅前の森林整備につきまして、木の処理ということでございますが、こちらとしましては樹木、森林整備のプロが行っている事業でございますので、すぐに危険が生じるとは思っておりません。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） わかりました。ぜひ1本でも危険木を伐採していただきたいと思えます。

次に、スクールバスのことは先ほど同僚議員がありましたけれど、号車ごとに先ほど発表してもらいましたけれど、2回走るときがあると思うんですけど、そのときのことは私は見て、村民は少ないんじゃないかと、これ1回に、2回運んでいるときの数字を書いているものもあるんじゃないですか。ちょっと質問します。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） 先ほど申しあげました人数は、お答えする前に申しあげましたとおり、一度に全校生徒で帰る場合もありますので、そういう場合の1回で全員乗ったときの人数を申しあげました。ですので先ほど4番議員のほうからも言っていただきましたが、低学年、高学年によって分かれて乗る場合もありますので、当然その場合は先ほど申しあげた人数より少なくなるということでございますので、お願いします。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） わかりました。スクールバスについてはやめます。

次に、フルデマンドバスの早期実施ということで、委員会とか全協のときにも毎回申し上げておりますけれども、せっかくバス停をつくるなら、家の近くまで来てもらいたいというのが人間の心理だと思います。麻績村と共同でという話も聞こえてきますけれども、料金が違う中で早期に麻績村とできるようには私は感じません。

そういう中で、早期にフルデマンドにしてもらおう、今の現状についてお伺いをいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 以前より全員協議会の場合等で説明したとおり、諸条件が整い、公共交通会議の協議において、フルデマンド方式が必要、適切と判断されれば、県の許可を経てフルデマンド運行の変更は可能と考えてございます。

フルデマンド導入に当たっては、安心・安全な運行のため、道路幅員や転回場所の有無、道路の勾配や冬季の除雪など、さまざまな要因を考慮する必要があるほか、事業者が1人ひとりの個人のお宅を把握する必要も出てまいります。高齢化が顕著となる中で、フルデマンド導入の検討は必要と認識してございますけれども、申しあげたようなところは慎重に検討する必要があると思いますので、鋭意検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 毎回答えはあれなんですけれど、道路幅員とか、そこ、フルデマンドといっても私は村道沿いとか、袋小路の中まで入っていけということは私は村民も言っていないと思います。村道沿いが長い、停留所が下にあって村道をずっと行って通り抜けできる場所だったら、私は停留所、わざわざ下の停留所まで来なくても行かれる、通り抜けられるのだったら、早くいえば家のテラスのところまでバスが来てくれれば、それから村道を通り抜けていけるんだったら、そんなに幅員とか何も気にする必要はない、本当にタクシーのように家の玄関の前まで来いということは、村民は誰も思っていないと思いますよ。そういうことで、もう少し私は広い気持ちで、フルデマンドバスをぜひ早期に実現してもらいたいと思います。

以上です。これで6番の一般質問を終わります。

○議長（鎌田欣子議員） 済みません、ちょっといいですか。教育次長から、先ほどの3番

の質問に関する時点で、体育館施設の予算について、ちょっと話が足りなかったそうなので、お話ししたいという要望がございましたが、いいでしょうか。

教育次長、お願いします。

○教育次長（細田雅義） 済みません、お願いいたします。先ほどの1番目の行政改革の質問の中で、体育施設の収支についてご質問いただいております。私のほうで6年度の現在の状況についてお話しするように調べてあったので、予算に関してとらえていなかったため、すぐにお答えできずに済みませんでした。

その上でございますが、先ほど議員がおっしゃった予算につきましては、必要な修繕につきまして臨時的な経費も入っていることで、予算的に大きくなっている部分があることを申し上げさせていただきます。

また、村内の高校のためにやっているようにもとらえかねないように受けとめました。どの体育施設につきましても村民の方にも使っていただくものであることから、維持管理をしているものでございますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○6番（吉池昌昭議員） これで終わります。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で6番議員の一般質問は終了しました。

途中でございますが、ただいまから暫時休憩とします。再開は10時55分とします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（鎌田欣子議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 宮 下 敏 彦 議員

○議長（鎌田欣子議員） 順番4、1、保安林松食い虫被害状況について、2、保育園の推進について、3、温泉施設の入浴料金等について。7番、宮下敏彦議員。

7番、宮下敏彦議員。

○7番（宮下敏彦議員） 7番、宮下敏彦です。

最初に、保安林松食い虫被害状況について伺います。

最初に、筑北村内松食い虫被害は、本城・坂北地域高速道沿線から被害が拡大し、現在は坂井地域にも被害が拡大、また、当初標高 800 メートル以上では被害がないと言われてきましたが、今ではそれ以上標高が高い場所まで被害が拡大しています。

村内の松食い虫被害面積と、本城、坂北、坂井地域別の被害状況を伺います。

以下、質問席で伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（宮坂英幸） それでは、ただいまのご質問にお答えします。ただいまご質問にありましており、松食い虫の被害状況につきましては、本城・坂北地域では長野自動車道、J R 沿線を中心に、標高 900 メートル未満の松林におきまして、広く被害が発生している状況でございます。周辺山林へ被害が拡大をまたしているところでございます。坂井地域におきましても、同じく 900 メートル未満の松林において、麻績境から J R 沿線を中心に被害が拡大している状況でございます。

被害の面積というご質問でございますが、現在、伐倒燻蒸処理を行うということで県、国のほうに申請しております守るべき松林ということで、面積でございますが、本城については 617 ヘクタール、坂北につきましては 765 ヘクタール、坂井地域においては 510 ヘクタール、これにつきましては松林以外の森林も含めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 続いて、松食い虫被害山林のうち、保安林に指定されている箇所のアカマツ林の被害状況を伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（宮坂英幸） それでは保安林に指定されました山林の松食い虫被害状況でございますが、先ほどお答えしましたように標高 900 メートル未満の松林において、被害が拡大している状況でございます。県の作成しました松食い虫の被害状況を見える化した松食い虫被害マップと、保安林指定山林のマップを見比べますと、本城・坂北地域の保安林指定の松林におきましては、被害のレベルには違いはありますが、松食い虫被害が発生している状況でございます。坂井地域の保安林につきましては、一部松食い虫被害が発生している保安林もございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 今の説明だと、保安林に対しての被害面積というものの、目視も踏まえて確認していないというような向きの答弁だったと思いますが、そんな中ですが、私も保安林の被害状況についてこれから質問しますが、心配という部分の中で、ドローンを持っている方をお願いをしまして、気になる場所を撮影していただきました。最初に感じたのは、道路から見る被害林と、空から見た被害林の差が大きく、その差に歴然をしたところであります。

そういった中で、ドローンで被害調査は効率もよく、確実性もあることから、装備ドローンを活用して被害状況を調査することを提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（宮坂英幸） ご質問のドローンを活用してという状況でございますが、今のところそういった計画はございません。

○議長（鎌田欣子議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） これ、これから質問しますが、松食い虫被害山林が引き起こされると、予想される土砂災害の巡視、それから水源に影響する山林の被害調査や被害地を整備し、植林なども必要だと思いますが、今の質問だと、総務課の災害防止の部分、それからそれを守っていく産業課の部分の連携がとれていないということもちょっと、というのは逆にいえば保安林の被害箇所の部分に対して全然目視も踏まえた中で、しっかりとらえた数字もない、それから被害状況の調査をしていない、それからドローンの計画もないということで、非常にこれ、本当にこれからこの筑北村の大半を占めている山林に対しての引き起こされる土砂災害を非常に心配をされるようなキテイ、非常に不安のようなことを覚えました。

そんな中で、当然保安林に対してそういった調査も何もないという中で、従前は保安林については保安林整備事業という国庫補助の事業がありましたが、現在そういった事業がないのかあるのか、あればそういったものを活用できればと思って提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（宮坂英幸） ただいまのご提案でございますが、現在も保安林改良事業という事業もございます。ほかにも保安林以外の山林でも補助事業等、樹種転換等の事業、例えば刈谷沢で行っているような事業もございますので、そういったことも進めていくことも必要と思います。

○議長（鎌田欣子議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 計画しているということで、具体的な計画、本当にこれからしていくのかということも、今のちょっと答弁ではなかなか、不安な部分もあり、本当にやるのかなという状況があります。

そういった中で、当村は雨量が少なく、2月に節水の呼びかけもありました。水資源を守るのは涵養水源、水源涵養保安林ということであります。また、土砂流出ボウビノハルにつきましても、やはりその保安林を守っていくということが水資源の確保、それから土砂災害のカクゴにも必要だと思いますが、ドローンの調査を踏まえて産業課長、山を守る立場として最後にお聞きしますが、これからこういった樹種転換もあるんですが、保安林に対しての位置づけをもっとレベルを高くした中での整備をしていく、そんな部分に対して再度お聞きしますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（宮坂英幸） 保安林を守る森林整備ということでございますが、現在、坂北地域では令和 11 年度までの計画ということで、森林組合が事業主体となって樹種転換事業を進めているところでございます。こういった事業を他の地域、保安林以外にも進めていくことも今後必要なことだと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 続きまして、保育園の推進についてです。

平成 28 年 8 月、学校統合に係る提言書が教育委員会から村へ提出され、保育園は当面存続が適切とされています。しかし少子化が進む中、特に坂井保育園に通う年少から年長までの園児数は、令和 7 年度 5 名、令和 8 年度 2 名、令和 9 年度 3 名と少なく、2 園交流保育はしているものの、保護者の中には年間ひまわり保育園での保育を希望されている保護者もいると聞いています。

保育所の根拠法令は児童福祉法ですが、このことを基本として今後の保育園の推進について伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 教育長。

○教育長（内川雅信） 少子化が進む中での今後の保育園推進についてのご質問でございますが、ご指摘のように平成 28 年に坂井保育園及び筑北ひまわり保育園の当面の存続が適切との提言を提出しています。

提言当時の園児数と、先ほど議員が言われた現在の園児数を比較してみますと、年少児以上の園児では、平成 28 年度には坂井保育が 22 名、筑北ひまわり保育園が 56 名でした。本年度は坂井保育園は 6 名、筑北ひまわり保育園が 37 名と、いずれも減少しており、議員のご指摘のように特に坂井保育園の園児数の減少が顕著であります。

一方、未満児ですけれども、受け入れ条件の緩和や支援が改善され、希望者が増加したこともありまして、平成 28 年度は坂井保育園が 3 名、筑北ひまわり保育園が 11 名だったのが、本年度は坂井が 2 名、筑北ひまわりが 17 名で、両園合わせた未満児は 5 名増えております。その結果、筑北ひまわり保育園の未満児は現在、ほぼ満室という状況でございます。

また、出生数等から令和 9 年度の年少児以上を推計してみますと、坂井では 3 名、筑北ひまわり保育園では 26 名で、今後さらに園児数の減少が予想されます。

さきの提言では、幼少時における大人数による活動は大変重要であると考えられますので、将来的に 2 小学校の統合を踏まえた両園のあり方の検討をお願いしますとの配慮事項が示されており、現在、大人数による活動を確保するため、年少以上の園児は両園の合同保育を日常的に行うとの対応を行っております。

ただし、坂井の未満児は両園が合同保育を行っている間、園に残るのが 2 名以下という状況が続くということが予想されています。

以上のような状況を踏まえまして、提言にもありますように、本村の保育推進のあり方について、検討していく必要がありますが、そのときに 2 つの側面を大切にしなければな

らないと考えております。1 つには、保育園は保護者の就労支援という福祉的な役割を担っておりますので、保護者が子供を預けるにはなるべく自宅から近いところに保育施設があるということが望まれ、そういった面で当事者である保護者の声をお聞きする機会を大切にしております。

一方、子供の健全な発達という教育的な役割の面では、多くの子供たちと一緒に生活し、多様な他者と関わるができる環境が望まれ、そうした視点から村内外の保育の専門家から今後の保育推進についてご助言をいただく機会を考えております。

先ほど申し上げたように、園児数の減少傾向はこれからも続くことが予想されますので、出生数や園児数の動向を注視するとともに、福祉と教育の両面から考え、子供を中心に置き、子供にとってよりよい学びの環境となる持続可能な筑北村の保育のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田欣子議員） 7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 今、教育長から説明いただきましたが、引き続きよりよい保育のあり方を検討していただきたいと思います。

続いて、温泉施設の入浴料金等について伺います。

最初に、筑北村温泉施設運営等検討委員会で提言書を提出される前に、3 月定例議会に提言書と同額の入浴料金を条例改正する内容で議案が提出されました。議会へは先月 18 日、議会全員協議会へ入浴料金改定案一覧表が提出され、説明がありました。また、担当課からは、第 1 回の検討会資料に基づき説明がありましたが、その検討経過について一般質問の答弁や議会、もとより広報やホームページでも検討経過が示されていませんでした。この点については、多くの温泉施設を利用している方々から、検討委員会はいつから誰が設置した、入浴料金の値上げについて初めて新聞で知ったとの声を聞くようになりました。

そこで検討委員会での審議状況と、提言書提出後の村としての審議経過を伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは、温泉施設運営等検討委員会につきましては、令和 6 年 7 月 2 日から 7 年 2 月 18 日までに計 7 回開催しました。入浴料金及びとくらの宿泊料金の検討を行い、入浴料金を大人 500 円、子供 250 円、100 円乗車券、障害者手帳の提示があった方は 410 円とすることで改定案がまとまりましたので、委員長より村長へ提言書の提出となりました。

料金の改定は、平成 26 年の消費税改正に伴い料金を 400 円から 410 円に改定し、10 年間が経過しております。昨今の諸物価の高騰、賃金改正に伴う人件費の増加という背景を受け、検討をさせていただきました。

長野県の公衆浴場入浴料金統制額では、令和 5 年に続き令和 6 年 4 月 1 日にも改定され、2 年続けての値上げとなっております。その額は大人 500 円、子供 170 円です。近隣市村の類似施設の入浴料の平均は大人 575 円、子供 315 円でした。当村の入浴にかか

わる経費は1人当たりとくら、坂北荘、冠着荘の平均ですが、約 690 円となっております。この金額は負担が大きいということから、長野県の公衆浴場入浴料金統制額と同額ということで、委員会の中で決定をしました。

多くの議論につきましては、坂北荘の 100 円乗車券、障害者手帳の提示があった方の入浴料金 200 円で行っていました。委員の皆様からは全施設で別料金とする、すべての方を 500 円とするなど、議論がありましたが、1 月に開催した第 6 回の検討委員会におきまして、3 施設統一で 100 円乗車券、障害者手帳の提示があった方の入浴料金は 410 円と決定となりました。

村としましては、検討委員会の検討内容につきまして真摯に受けとめ、条例改正を行うことにさせていただきました。これに伴い 2 月の議会全員協議会で資料を提出させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 7 番、宮下議員。

○7 番（宮下敏彦議員） 1 点、お聞きしますが、村長でもいいんですが、本来提言書が、今までの行政の流れでいくと、提言書が村長に、村へ提出された後、村が関係機関、関係課、もしくはその後、所轄の委員会、また、その後の議会へ説明をし、おおむね了解がとれば議案提出というのが本来のスタイルだと思うんですが、それが提言書を提出する前に、議会へもう決まったという、当たり前の前提の中で提出され、それがよしとしたとして、提出されたと思いますが、本当に 4 日の提出後に本来しっかりその提言書に対して本当にいいのか悪いのか、提言書を重視することは理解できますが、本当にいいのかどうかというところの審議が本来はすべきものがしてなく、本当に今回提出された。それが 1 つ私は大きな問題点かと思っていますが、そういった中で、それも踏まえて 2 点伺います。

1 点目は、温泉施設検討委員会の目的、組織や検討委員会での経過等、広報やホームページに掲載されなかった理由を伺います。

2 点目として、提言書を提出前に条例改正の提出、住民に経過等何も知らせず、今までの丁寧な行政と違った荒っぽい行政スタイルであり、住民は蚊帳の外といっても過言ではありません。再度お聞きします。条例改正案を見ますと、施行は 7 月 1 日です。3 カ月以上期間があるのに、提言書提出前に条例改正案を議題として提出された理由を伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 温泉施設検討委員会の目的等、組織について広報が足りなかったというのは、そう言われれば議員のおっしゃられるとおりかもしれませんが、今回条例改正を 3 月上旬らせていただきまして、周知期間、7 月 1 日ということで 3 カ月ございますので、それで入浴料の改定は 7 月 1 日からということでさせていただいたところでございます。やはり 7 年度の予算にもかかわってくるということでございますので、大変申しわけございませんが、ご承知のほどお願いしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず温泉検討委員会の件についてですけれども、温泉のあり方について委員の議員方からも温泉検討委員会で検討するということのようなお話もありまして、なかなか開催ができず、令和5年においては開催できなくて、令和6年の7月ということで、第1回目が行われたわけなんです、これにおいても宮下議員さんからいわゆる委員のメンバーについてご提案もあり、また、オブザーバーとして関係する担当課長、それから温泉施設の支配人も加わるようにということのようなことで、議員のご意見を参考にしながら、検討委員会を立ち上げてきました。

そういうことで、まず流れとしては進めてきております。それから今、答申を受けてそのまま議案にというお話について、1点申し上げますと、2月の全員協議会で出された内容については、議員の皆様方からも坂北荘の200円から410円の値上げは非常にインパクトが大きいというんですか、そういうことがあるから、これは温泉検討委員会のほうにつなげてほしいということで、それで急遽もう1回温泉検討委員会を開いていただいて、その中で3施設とも410円で統一するというのが検討委員会の結論でございました。それ以外の部分については、特に変更がございませんでしたので、我々としては答申をそのまま受け入れさせていただいたということでございまして、私からも議員全員協議会で出された内容について検討委員会のほうにも諮ってくれということで、担当課長には伝えておりまして、その議論もされた中での結果ということで認識しております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 村長の説明は一定は理解できますが、ただ、今の説明をお聞きますと、村長自身が決めたのではなくて、検討委員会に再度議会の声を、意見を差し戻したと。最終的には検討委員会が決めて、それを重視して再度議案として提出されたということで、それに対して本来はあくまでも提言であって、それを実際最終的に受けるか受けないか、それから若干手直しをしながら幅を持たせながら、最終的に決めるのは最終的に村であると思いますよ。そういう中で、今は検討委員会が決めた、それをストレートで今回提案したというのは、いささか村としての何ていうのかな、さっき荒っぽいという言葉を使ってしまったんですが、いささか今までの丁寧な行政スタイルではないのかなというふうに感じています。

そういった中で、今回の条例改正案は長野県公衆浴場入浴料の上限額の改定や物価上昇等かんがみ、先ほど課長から説明がありましたが、大人が410円が500円に、子供が200円が250円に、また、村独自の福祉策だとは思いますが、高齢者、障害者の入浴料金200円が410円に上がる改定案となっています。大人500円の改正案は、長野県上限額と同じ改定、子供の入浴料金は県上限170円が250円に、そして特に今回際だったのは高齢者、障害者200円が410円に倍以上の引き上げの改定案となっており、新聞で知った多くの高齢者からは次のような意見をいただいています。

1つ目として、いきなり入浴料金が倍以上になり、仲間との入浴や食事しながらおしゃべりする楽しい入浴を減らすしかない。高齢者の利用が多く、憩いの場となっている坂北荘をつぶす前段の引き上げとを感じる。村長みずから説明してほしい。

2つ目として、燃料や人件費高騰の今、入浴料金引き上げは理解できるが、大人は 90 円の値上げ、高齢者・障害者は 210 円の引き上げ、大人と同水準の引き上げ 300 円ぐらいの値上げだと理解できるが、倍以上の大幅アップ、高齢者を切り捨てるのか。

3つ目として、健康入浴を減らすしかない。今後の健康維持が心配。

4つ目として、お年寄りをいじめる太田村政。議員もこんなにひどい改定案に対し、賛同するのか。この意見は新聞報道で知った方々の一部の意見であり、引き上げに対し厳しい意見を温泉施設職員が直接受け、その対応に苦慮しています。そして私も当然厳しい意見をいただいています。

こういった状況下、高齢者・障害者入浴料金改定 410 円の根拠を伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 先ほど答弁させていただきました 100 円乗車証、障害者手帳の提示があった方の入浴料金は、3施設統一ということで決定を委員会のほうでしていただきました。500 円ではなく別料金と決定されたという形になります。

とくら、冠着荘はすべての方、乗車券、障害者手帳をお持ちの方も今まで 410 円の入浴をされておりました。これを 410 円を下げてしまえば、いわば減額という形になります。高齢の方、結構入浴されていますので、減額という形になってしまいますので、この入浴料金現行の 410 円は維持したほうがいいではないかという意見の中から、据え置くことで決定をさせていただいております。

さらに 410 円の入浴券については、回数券、定期券を発行しないということで整理をされました。

現在、村では 100 円乗車証、障害者手帳の提示のあった方の無料入浴日を月 3 日に増やして実施しております。また、施設の利用促進を図るため、無料入浴券を令和 4 年度から村民 1 人に対し 3 枚配布させていただいております。これを合わせますと年間 39 日、1 年のうち約 1 カ月以上無料で温泉施設を利用できることなども現在の 410 円を維持する要因となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 宮下議員からは、2 月全員協議会においても高齢者いじめだというご指摘をいただきました。私は昨年、別にこの料金の改定をねらってということではございませんけれども、憩いの日を月 2 回から 3 回に増やさせていただきました。これはコロナが明けてなかなかコミュニティが、特に高齢者が集まる機会が減ったために、少しでも温泉に集まっていただいて、食事なりおふろに入った後、いろいろ談話してもらえればいいなという思いから、1 日増やしましたが、いっばい増やすことによりまして、年間では 80 万円、これは村からの持ち出しになります。

また、高齢者いじめという話を言われますと、例えば新型コロナワクチンの接種については、1回当たり1万5,000円かかるんですが、国から7,000円、個人負担2,000円、あと残りは村からの負担ということで、これについても多くの高齢者の皆様に受けていただいております。そこの坂北荘が200円のところが、今回300円でどうかという意見も委員会のほうで提案され、審議した結果、高齢者ということでは3施設統一するという見解がありましたので、私はそれを重く受けとめ、私はその検討委員会の答申をそのまま私の判断ということで、検討を依頼した以上、その結果を尊重させていただくという考えでございます。高齢者いじめと言われると、私も若干心苦しいところであります。

○議長（鎌田欣子議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 温泉施設の収入は、スマートインターチェンジの効果もあり、増収との説明はよく聞きますが、収益が上がらず一般会計からの繰入額は、とくらを分析しますと令和6年度、7年度当初予算は5,300万円と同額であり、使用料は3,600万円増えているものの、人件費や賄い材料、燃料が高騰し、繰入額が減額されない予算編成となっています。わかりやすくいいますと、経営改善がされていないととれます。今、答弁いただきましたが、村長に再度伺いますが、条例改正、議会に上程されていますが、高齢者、障害者の入浴料の引き上げ幅の見直しを行い、議案を再提出する考えはないか、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まずは議員の皆様からおっしゃられますように、収益改善ということでございます。少しでも収益改善が図れると判断しておりますので、この案で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（鎌田欣子議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 新聞紙上ですが、お隣の生坂村、高齢者入浴料金は260円のまま控え置くとされています。筑北村は改定額が410円、その差150円。両村の入浴料金を単純比較はできませんが、高齢者健康増進に入浴も大きな効果があると思います。太田村政、1期4年たっても温泉施設経営改善について大きな改善ができず、取りやすい入浴料金からシインを取る姿勢は、福祉政策を根本的に揺るがし、高齢者205%アップの入浴料金の設定になるという考え方、本当に残念であります。

次の質問に移ります。検討委員会当初の進め方のタイムスケジュールだと、入浴料金改定の提言が昨年12月中に、冠着荘指定管理の提言は今月に、サイシュウ温泉のあり方についての提言が9月となっており、検討が大幅におくれています。令和7年度の検討委員会のタイムスケジュールを伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今、生坂村さんとの比較がありましたが、生坂さんはやまなみ荘の施設であります。うちの村は3施設ございます。それだけ効率がいいというか、悪いというか、住民サービスにつながっていますので、その部分をご容赦をお願いしたいと思います。単純比較は難しいと思っております。

○議長（鎌田欣子議員） では、質問について。観光課長、お願いします。

○観光課長（中澤明彦） 令和7年度の温泉施設運営等検討委員会の予定につきましては、年5回を開催予定でございます。今、議員おっしゃられましたとおり、冠着荘の指定管理のあり方、また、施設全体のあり方、大変おこなっています。料金改定、やはり高齢者の関係で結構時間を要したという経過がございます。

温泉施設のあり方につきましては、村長のほうから任期中ということをおっしゃっていますが、委員会におきましては9月末までに何とか提言ができるように進めていきたいというふうには考えております。また、冠着荘の指定管理の関係につきましては、指定管理者のほうと協議を進めながら、8年度以降の計画もお聞きしながら進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） いずれにしろ今度具体的なあり方に入っていきますので、住民の、私たち議員もそうですが、やはり住民の皆さんにもあり方の経過等も踏まえて出せる部分については、やはり情報公開していくのが、今後住民の皆さんにも理解をしていただくことが大切な部分でありますので、そういったところも要望していきます。

次の質問に移ります。令和7年度保養センター経営改善に向けた主要な取り組みということで、これについては同僚議員からも質問があり、理解したところでありますが、実質具体的にアドバイザーとか、そういう皆さんから言われたことに対して、現在、とくちも踏まえて、施設には正規な職員がいない中、課長が兼務している状況であります、本当に具体的にどう進めていくのか、1点だけ伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 先ほど経営アドバイザーという意見もございました。先日、とくちらの研修会で先生のほうから貴重なご意見、たくさんいただきました。まずコストを下げるというのが一番言われております。これは当然仕入れもそうですし、食事、宴会メニュー、宿泊メニューの提供、そういった部分を抑えるということ、今が十分すぎるというような率直な意見もいただいておりますが、そういうところの見直しが必要だと思います。

あとは人件費です。今は結構縦割리になっておりますので、オールマイティにいろんな部署がございますが、どこでも手伝えるような体制をつくって、人件費を抑えていく、こういったことが必要だというふうに考えております。

また、今回支配人補佐を入れました。この3月でおやめになる職員、結構おりますが、そういった部分は補充を見送りながら、支配人補佐等でカバーをするとか、そういったことで経営改善のほうを図ってまいりたいと思いますし、当然増収、入浴料だけでは増収になりません。レストランのメニュー、そういった部分も値上げもしていかなければいけませんし、集客になるようPR、ホームページでのPRとか、SNSを活用したそういったPRで集客を図っていく必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 課長から言われた部分も以前から、素人の私たちもそうなんですが、当然経営改善に対して逆に提言したり、お願いしてきた部分であります。本当にこれが実効性が伴うものか、これから4月以降そういった目で見ながら、応援する部分については応援していきますが、ぜひ少しでも目に見える形で実行できるように、ぜひ期待していますので、頑張ってくださいと思います。

最後の質問に移ります。10月に一般質問で伺いましたが、村長答弁でマツタケの収支、在庫等について承知していないとの回答でしたが、改めて昨秋購入したマツタケの収支、在庫状況について伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 西条温泉とくらは、昨年の秋、ほとんど10月ですが、仕入れたマツタケの量と仕入れ額は、24キロで100万円ほどとなっております。6年度使用したマツタケは11キロで仕入れとしては46万円分となります。残り13キロにつきましては、高機能の冷凍ストッカーで保管をしております。

マツタケは9月28日から10月31日まで、プレミアム会席プランとして宿泊者、日帰り宴会について提供をさせていただきました。また、ご要望のあった方にマツタケご飯やお吸い物として提供し、売上金額はマツタケを使った料理での金額ですが、70万円ほどとなっております。昨年はマツタケが豊作と言われていますが、9月中はマツタケがとれず、10月10日ごろから急激に入荷が増えた状況でございます。マツタケプレミアム懐石の宿泊を予約を受けるのは、時期が大変遅かったというところもありまして、大変難しい状況でございました。

令和6年度だけを見れば収支としてはマイナスかもしれませんが、5年が不作であったように、7年度の状況が見えない中、安定的にお客様に提供することができるよう、仕入れをさせていただきました。保管しているマツタケは、会席料理、また、マツタケ懐石に限らず、マツタケご飯つきのリーズナブルなプランなども企画し、活用をしております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） 状況はわかりました。そんな中で、やはりマツタケというのは、その時期に仕入れて、そこで仕入れも高い分、もうけも多いという、1つのマツタケというブランドであります。そういったものが非常にまだ13キロも残っているということと、あと当然冷凍やけして価値も下がる、そういった中で、やはりそういった状況の中である施設では、マツタケのすき焼きとか、そういうプランをその後に持って提供して収入を得たということもあると私は聞きました。今、課長が言ったとおり、これからのプランはいいんですが、やはり冷凍やけとかマツタケの品質が落ちる、それからある方に聞いたら、令和7年度のストックにしておくということでありましたが、そのマツタケ料理が本当

に、いろんな会席料理があるんですが、収益の、当然その分、マツタケ分だけ料理の料金が高くなります。そういったことで本当に収益が上がっていくのか、ちょっと私は疑問ですが、最後にお聞きしますが、しつこくて申しわけないんですが、残ったマツタケのいかに、先ほども村長が言いましたが、やはり収益を上げなきゃいけない、そういった観点から見るとどういった今後の提供、収益を上げていくポイントになっていくのか、再度課長でも村長でもお聞きします。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） やけとかはなくて、先日ちょっとマツタケのほうの料理が私も食べさせていただきました。これはちょっとその集いがございまして、出していただいたところ、大変食感も味も全く今は問題ない状況でできております。これは冷凍ストッカーが大変高性能ということがございまして、やけることもなく安定しています。ただ、唯一提供できないのが、多分焼きマツタケ、それだけはちょっと難しいですが、茶碗蒸し、鍋、マツタケご飯、お吸い物、すべてに使えますので、先日も村長を交えてとくらの支配人、料理長と打ち合わせをして、早々にプランをちょっと打ち出して、はかしたいと。

ただ、やっぱりマツタケって結構秋というイメージもございまして、必要数はやはり残しながら、早めに有効活用をするということも大事ですので、そんなことで済みません、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 7番、宮下議員。

○7番（宮下敏彦議員） わかりました。いずれにしろさっきの在庫の管理とかそういった部分についての経営改善という部分と比例している部分もありますので、ぜひそういった仕入れ、それからその活用、収益というものを3点セットで考えていただいて、少しでも経営改善に当たるよう、大変な部分だと思いますが、期待しておりますので、引き続き努力をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で7番議員の一般質問は終了しました。

◇ 山 田 直 幸 議 員

○議長（鎌田欣子議員） 順番5、1、ふるさと納税について、2、社会福祉協議会の考え方について。8番、山田直幸議員。

8番、山田直幸議員。

○8番（山田直幸議員） 8番、山田です。それでは、これより令和7年3月定例会における一般質問をさせていただきます。私の質問は、大きく分けて2点についてです。

まず、1点目の質問としましてお伺いしますのは、全国的にも注目をされているふるさ

と納税についてです。

当村においても、近年微増ではありますが、確実に村にとっての財源となっていることは事実だと思われます。

そこで1番目の質問としまして、令和6年度のふるさと納税額や、カテゴリー別の数量について、令和5年度と比較した具体的なデータについてお伺いします。また、特にどのような特産品が人気を集めているのか、また、その背景についても改めてお聞きしたいと思います。例えば米やみそが人気の理由、ほかの地域と比較した際の筑北村の強みなどについてもお伺いしたいと思います。

以下の質問については、質問者席にてさせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） ふるさと納税額について、2月末時点で申し上げます。令和5年度が3,278件、2,948万円、対しまして令和6年度が6,582件、5,194万2,000円となっており、金額ベースで対前年度176%、2,246万2,000円の増となっています。

カテゴリー別で申し上げますと、みそが前年度2,429件、1,804万6,000円に對しまして、本年度3,970件、3,187万9,000円で、対前年度1,541件、1,383万3,000円の増。蜂蜜が前年度874件、505万6,000円に對して、本年度2,538件、1,476万6,000円で、対前年度1,664件、971万円の増でございます。金額ベースで申し上げますと、この2種類で全体の90%を占めてございます。

また、米に関しては、前年度166件、83万3,000円に對して、全国的な米不足、価格高騰に伴い本年度486件、334万2,000円で、前年度比が320件、250万9,000円の増となっております。

増加した理由でございますが、米については今、申し上げたとおり、全国的な米不足、価格の高騰によるもの、みそ等につきましては、これまで継続してきたことによる知名度のアップ、また、サイト上の見せ方を工夫したことによることと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 答弁いただいて具体的な数量をお聞きして、また改めて当村においてみそ、蜂蜜、そして米というところに集中していることがわかりました。そういった点について、また次の質問ですが、昨年から課長がおっしゃられたように、全国的に米不足が問題となっています。当村においても返礼品の中で上位を占めている米でもあります。昨年10月には、この米の受付を中止したとのニュースもありました。このような状況の中で、令和7年度に向けて返礼品用の筑北米を十分に確保するために、村としてどのような対策を考えているのか、具体的な取り組みについておありでしたら、お伺いいたします。また、特にそういった中で農家への支援策や米の生産量を増やすための施策など、今後の考え方についてもあわせてお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 返礼品の米につきましては、先ほど来申し上げているとおり、米不足、価格高騰により大きく実績が伸びたところでございます。具体的に申し上げますと、7,000 円の寄附をいただいた場合に 5 キロのお米を返礼品として選択できるようになっていました。つまり 2100 円で買えたのと同等でございます。小売等では約 4,000 円で販売されていたのと比較しますと、約半値で購入できたことになります。

国の備蓄米の放出が行われることや、米が豊作だった場合には、小売での高値がこのまま継続するとは限らないことから、本年度のような注文が継続するかは不明なところでございます。

返礼品は第一に特産品であること、村内で生産・加工されたものであることが条件になります。特産品としての米の生産振興は必要なことと考えますが、まずは自家消費や親戚等へ配るもの、次に取引のあるすし店等への供給の確保が必要であり、そんな中で余剰となったものが返礼品になると考えています。

取り扱いを中止した背景には、村内においては大規模に稲作を行っている農家は少なく、先ほども申し上げましたが、自家消費のものが多く占められているほか、直売所においても店頭販売用としての品物が必要となり、返礼品用として確保できるものは必然的に限られてきます。

また、確保できたとしても、実際に返礼品として準備を行う直売所等の現場においては、少人数で作業を行っていることから、現状非常にまとまった数を出荷することが難しく、昨年秋のような注文集中があると対応に困難になることが予想されます。改めて返礼品として米を確保ということは考えてございませんが、米を返礼品として選んでいただいた方が筑北米はおいしいという評価をいただき、注文が多くなるようであれば、寄附額の見直しを行い、生産者に還元できる金額が多くなれば、また、収量の増加につながるかもしれません。生産者や事業者と相談しながら検討してまいります。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8 番、山田議員。

○8 番（山田直幸議員） 今、課長に答弁いただきまして、返礼品としてはぜかけ米が知られていく中、全国的な米不足というのは今後もどのような見通しになるかというのは、さまざまなメディアを見ても意見がたくさん出ています。このまま安定していくのか、このまま不足が続くのか、本当にさまざまな意見が出ます。

そういった中で、村長の考えにもある農業の村として考えたときに、ブランド米、筑北米をきっかけにリピーターを獲得し、この筑北村でとれるお米、また、それを含むさまざまな農産物をアピールするチャンスだと思います。そういった中、この返礼品としてはぜかけ米だけにこだわっていくのか、また、それ以外のお米、この筑北の地でとれたお米はおいしいよということがわかっていただければ、そういったところまで広げていくことが農家の安定した収入、また、新たに就農したい方の収入につながるとは思います。村長としてはお考えはいかがでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 筑北米が新聞報道だけでなくテレビで全国放送されて、売り切れになったということで、逆にまたないと欲しいというところで需要がさらに強まると思います。私もほかの方々から「すごいね」というふうに言われていまして、ありがたいことなんです。今、備蓄米の話が出て、これにちょっと……なきやいけないと思うんですけれども、きのうは中信地区の土地改良の会議がございまして、私どものところは中山間で狭いところですが、やはり大きい耕作が何ヘクタールもやっているようなところは、もう今年の作付に対して、去年の結構値段の高い金額でもう既に請け負うような形の契約ができていたというようなことを伺いますと、なかなか米の値段って下がらないんではないのかなというような話をきのう出ていました。

そういう中で、筑北村のはぜかけ米をまず確保しなきやいけないということでございますので、この点については昨年から 1,500 円に補助を増やしておりますけれども、今年度補助率を上げるということは、ちょっと考えておりませんが、農協に出荷していただくと、その部分が独楽寿司、それから……と。それ以外の部分でご家庭でゴシユウなられたりとか、親戚等に使われる部分もございまして、極力手取りが増えるような形で、値段が上がれば当然その分上がりますので、今、総務課長が申し上げましたとおり、米のいわゆる返礼品の価格を、これはちょっと安いので見直さなければいけないと、まずそれが 1 つあると思いますし、それからやはり確保していくという中では、地道な努力かもしれませんが、PR しまして少しでも直売所等に出していただくということをお願いかけてまいりたいと考えております。

また、筑北村の米だけでなく野菜も非常に人気がございます。そういったところも商工会等を通じて、ふるさと納税につなげられれば、それだけ村の税収も潤ってくることでございますので、いろいろな関係機関とのまた協議の場を持ちまして、対応していきたいというふうに思っております。なかなか生産量を増やすというのは高齢化の中で厳しい部分もありますけれども、やはり生産価格が上がってくると、多少なりともまた増えてくるのではないかとこのところは期待しているところです。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8 番、山田議員。

○8 番（山田直幸議員） 村長、答弁いただきありがとうございます。私、先ほどのお米というところに関しては、はぜかけ米、数を、その量を確保するというのは非常に難しいです。私も父親の手伝いをしながらつくっているというのが今の現状ですので、またそのあぜかけ米だけではなくて、先ほど言ったようにこの筑北の地でとれた、すべてがおいしいんだよというところにつながっていくような村としての支援をぜひたくさんの方の農家ですとか、兼業農家さんにもたくさんいらっしゃいますので、そういったところにも幅広い何か補助的なものをしていただければありがたいなと思って、次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですが、これはまだ返礼品としては未知数な部分ですので、その辺も踏まえてお聞きしたいと思います。綿半が建設中の豚舎で育てた豚肉を今後、返礼品として扱えることが望ましいと考えていますが、現在、先方との協議は進行しているのか、具体的な進捗についてお伺いしたいと思います。また、豚肉の返礼品化が実現すれば、地域の農業や経済にも大きな影響を与えたいと思いますので、その点についてもお聞かせいただければと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 現時点では綿半ファーム様との協議は行ってございません。8月ごろから出荷予定とお聞きしています。豚肉自体は返礼品として一定の需要があるとお聞きしてございますので、新規追加に向け事業者様、委託業者、含めて協議を進めていきたいと考えています。

なお生産される豚肉でございますが、例えば沖縄のアグーであるとか、鹿児島の黒豚といったいわゆるブランド肉というくくりではなく、スーパー等で流通する手ごろな価格のものであると認識してございます。例えば1キロで数万円といった高額な寄附につながるものではないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） まだ先方との協議は始まっていないということですので、ぜひ変異に入れられるように、当然先ほど課長がおっしゃいましたように、ブランド豚ということではないので、常に豚肉ですとか鶏肉、それ以外のものもありますが、日常的に使えるというのもやはり返礼品としては魅力ですので、必ずしも高いものもいいというわけではなくて、それこそ綿半さんと話し合いを進めながら、たくさん数が返礼品として注文いただいても、お返しできるような、そういったところの仕組みづくりまで一緒にお話していただければいいかなと思いますので、綿半とぜひ早い段階での実現ができるようお願いしたいと思います。

ふるさと納税について、最後のまとめの…。

○議長（鎌田欣子議員） ちょうど、もう、そろそろ時間なので、その次から、では、ふるさと納税について4番、お願いいたします。

○8番（山田直幸議員） それでは、ふるさと納税についての最後の質問になります。先ほども回答でもいただきましたが、当村の返礼品は米、蜂蜜、また、みそなどが主体となっています。ほかにも返礼品とはなっていませんが、村内の大沢加工場ではジビエなど、新たな特産品ともなり得るものが生産されています。そこで村長は各種施策の進め方についても言及している市内の横断的な連携が機能することで、多くの返礼品が生まれると考えています。この制度が注目されている現在、返礼品数を増やすための横断的な取り組みはどのように進められているのか、具体的な事例を交えてお願いしたいと思います。特にほかの地域の成功事例なども三項にされたのか、どのように新しい特産品を開発して

いるのか、お伺いをいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 現在の村の返礼品の主力は、先ほど来申し上げているとおり、みそ、蜂蜜でございます。今後寄附額の増加には返礼品の充実は欠かせないものと考えています。

ご質問の大沢加工場を運営している事業者様からは、ふるさと納税へのご協力いただける旨の情報は産業課からいただいたところでございます。現段階で総務課と事業者での協議はできてございませんが、なるべく早い段階での協議の場を設けたいと考えてございます。

どのように進めるかという点でございます。申し上げているとおり、特産品であることが第一義になります。新たな農産物等を特産品として生産するということは現実的ではないと考えています。今の特産品を継続していくために、どのような施策が必要なのか、その施策にどのくらいの予算をかけて特産品の生産拡大にどのくらいの効果があるのか、といったところをまず検討する必要があると考えてございます。

その中で、サイト上の見せ方の工夫であるとか、広告の仕方を研究し、取り組んでいきたいと考えてございます。

また、新しいコンテンツとしての資源の掘り起こしですとか、ライカシにあってはさまざまな情報収集や共有する中で、アイデアを出し合うことも必要と考えています。そういった庁内での情報交換ができる場を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 1点補足をさせていただきます。昨年の米もそうなんです、今、発送については社会就労センターに依頼してやっていた部分がございますので、今、作業量も落ちてきている状況の中で、そういった返礼品の取り扱いもやっていただければと、ほかの事業者さんの負担も減ってくるということでございます。そういうことも就労センター長と相談しながら進めてまいります。よろしくお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 今、ご説明いただきまして、今後も返礼品の数、単価を上げていくためにも多くの方がこの筑北村産のものに興味を持っていただくため、庁内各課が連携して進めていただき、より一層の広報活動、先ほどホームページの見せ方ですとか、そういったものも努力していただきたいと思います。

再三、時々お話に出てきますが、坂井地区のそば処のテレビで取り上げられてからの集客というものは村長もご存じだと思います。ぜひ多くの場所で筑北村のものが取り上げられるようアピールしていくことが重要だと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 途中ではございますが、ここで一たん休憩、社会福祉協議会の2

番目の質問から午後、再開は 13 時といたします。暫時休憩といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 0 時 0 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（鎌田欣子議員） ただいまから午後の一般質問を始めますが、始める前に報告をいたします。2 番、窪寺議員が本日朝の段階で欠席と報告しましたが、午後から出席しておりますので、報告いたします。

では、一般質問再開しますので、8 番、山田議員、お願いいたします。

○8 番（山田直幸議員） それでは、午前中に引き続いて一般質問のほうを再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

2 番目としまして、社会福祉協議会の考え方についてお聞きします。

先ほど 6 番議員の吉池議員も同様の質問をしておりますが、重複する点もあると思いますが、また改めてお願いいたします。

住民介護サービスの提供が重要な役割を果たす一方で、社会福祉協議会本来の活動範囲が狭まっているということをお聞きします。村長の考えをお伺いします。介護サービスだけでなく、地域全体の福祉を支えるためには、どのような取り組みが今後の社協に必要であり、要望していきたいと考えているのか、ぜひお聞かせください。特に地域住民のニーズに応じた柔軟な対応が求められる中で、こういった活動をより広げていくことが社協の活動向上につながると考えるのかをお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） いただいた通告書ですが、デイサービスの提供が重要な役割を果たす一方で、社会福祉協議会が本来の活動範囲が狭まっていることについて、村長の考えを伺うということでしたので、その点について私の考えを述べさせていただきます。

社会福祉協議会の重要な事業は、ご存じのとおり介護事業、いわゆるデイサービスの部分でございまして、これは診療報酬がなかなか上げられないというところで、当村だけでなく各社会福祉協議会の運営も厳しいという状況は私も伺っておりますが、私は社会福祉協議会に対して理事者の 1 人という位置づけであります。首長が理事者に加わっているというところで、私も調べてみたんですが、松本市、安曇野市、塩尻市は理事者は入っておりますし、山形、朝日、松川、池田も入っております。麻績さんと筑北村は理事者も加わっており、麻績村も塚原村長におかれては社協の会長も務められているということですが、私も首長という立場から、この理事に入ることとはどうかなと思

っておりましたけれども、合併以来、理事を首長が務めるということでございますので、社協側の事業については特に社協の理事会において提出された資料について質問を投げたり、意見を述べるといったことでございますので、今、議員がご指摘されている本来の活動範囲が狭まっているというのは、具体的にどういうことを指されているのか、私はちょっとわかっておりませんが、現状の社会福祉協議会の経営状況等については報告を受け、それに対して了承をし、あと村長としては社協から出されてくるいろいろな修繕の要望ですとか、そういったものには随時対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 村長も理事として入っているということで、特殊な例だということが今、わかりました。村長のお考えをお聞きして、先ほど介護事業サービス以外にどんなことがということの中で、私的にも考えたときに、介護事業がある中で、それ以外に老若男女を含むさまざまな分野における多様な支援を必要としている方への支援も、また本来の役割として含まれていると思います。

村として、介護事業だけではない、これらの支援の中で、こういった分野で連携し、進めているのか、村と連携しているものがあればその辺の取り組みについて、また成果について伺いたします。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、山田議員のご質問にお答えしたいと思います。

社会福祉協議会とは、年間を通じて、まずは住民福祉課との連絡会、これは毎月1回やっておりますので、そういう中での情報共有、それから包括支援センターと相談支援員さんの情報連携というところで月1回、あとは少しとまっておりますけれども、社協の総合プロジェクトとして、これからまた村も一緒に社協について考えていくということで、必要に応じて年間に数回開くというような形をとっています。

そのほかに、障害者の関係では、自立支援協議会というのがございますので、そういう中でも年間に18回とか、やっているような状況でございます。

そのほか必要な支援や案件が出た場合については、情報共有を実施しているところです。今年度も来年度もそうですけれども、社会福祉協議会、介護サービスだけではないということを認識していますので、さまざまな福祉事業を委託しているところでございます。安心ネットワーク事業であったりとか、福祉団体、シニアクラブとか障害者協会とか、遺族とかボランティアのそういう協議会の事務局も担っていただいています。これも委託事業になっています。男のサロンや男の料理教室等も社協のほうの委託事業として行っている状況でございます。

また、令和6年度につきましては、県社協の補助金を活用した「こどもの学習支援」に取り組んでいただいています。この事業についても私たちと連携する中で、利用しているお子さんもいらっしゃいますので、継続していただければと考えているところでござい

ます。ですので介護事業以外にもさまざまな部分で協力をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 今、答弁いただきまして、次の質問に移りますが、社会福祉協議会が今後ますます地域福祉の役割を果たしていくために、今も改革は進んでいると思いますが、今後こういった改革を含めたアプローチが必要だと考えているのか、お伺いします。

そういった中で、特に地域住民との関係構築についてのお考えをお聞きしたいと思います。また、筑北の地域の特性を生かした新たな福祉施策について、村が希望するものとして社協に対して具体的なアイデアや計画がありましたら、一緒にお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 2番目のご質問でございますが、まず社会福祉協議会の位置づけとしては、幅広い村の社会福祉の事業がございますけれども、村としても今、住民福祉課長が申しあげましたように多様な部分で事業を行っていただき、その中で村として委託事業として相談しながら実施していただいているということで、幅広くやっていただいております。あとまた、福祉輸送運送も社協さんの重要な業務でございます。

さまざまな事業をやっていただいているわけがございますけれども、今、一番の問題はきょうも何度も出ていますが、温泉施設が3つあるわけですが、社協さんも3つあるという、村の施設のあり方、これが今、喫緊の課題になっております。社協さんにつきまして、先日内部の理事会があったときに、令和6年度については財政調整基金を取り崩さなきゃいけないというような状況に陥っておりますので、まずは収益改善というんですか、今後の社協の見通しも含めた形で、私としては専門の介護分野等の精通したアドバイザーをご紹介して、社協さんにそういったいわゆる経営の何ていいですか、助言を受けていただくような取り組みを提案していきたいというふうに感じております。

社会福祉協議会の活動については、さまざまな部分で要望があれば対応しているということでございますので、村がお願いする部分についてはきちんと対応してまいりますので、今回のように食の自立支援の配食サービスについても、住民の何ていうんですか、セーフティネットを果たしているということで、食材費についても手当てさせていただいております。さまざまな部分の活動に対して支援をしていくというスタンスで取り組んでまいります。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 答弁いただきまして次の質問ですが、上の3つとも、すべて一緒にもうなってしまうような質問になってしまうんですが、さまざまな活動をされているということは私も承知しております。今年、令和7年度介護事業だけではなく、先ほど住

民福祉課長のほうからもご説明がありましたが、学習支援ですとかそういった取り組みもまた始まるということです。

また、それ以外に村として社協にとって今後、住民福祉がさらなる向上につながるようなものが何か新たな福祉施策や活動など、その辺の考え方を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、ただいまの山田議員のご質問にお答えしたいと思います。令和7年度につきましては、新規で子育て世帯訪問支援事業という事業をまた委託していきたいと考えております。これは家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事や子育て等の支援を実施するというものでございます。この部分、やはり社協さんにしてみては、お子さんからそういう妊婦さんがいらっしゃる家庭というところで、新たな部分になると思っています。今まではヘルパーさんについても高齢者の部分を訪問して支援いただいていたということではありますが、子どもさんや妊婦さんのいる家庭というのは初めてのケースになりますので、こういう部分でやはり必要に応じてその家庭に訪問していただいて、支援をしていただくというようなサービスもこれから必要になってくるということで、今回7年度については計上させていただいておりますので、新たな事業としてお願いしたいと思います。

このほかにつきましては、例年行っています事業についても委託契約してやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） ありがとうございます。新たな取り組みも始まるということで、ぜひ今まで高齢者というほうに、どうしても高齢化が高い村としては向けなくてはいけなそうですが、若い方にもしっかりと住民福祉が行き届くように頑張っていただきたいと思います。

4点について質問させていただきましたが、社協はやはり村にとって非常に重要な役割を果たしています。地域住民の福祉向上を目的としたさまざまなサービスを提供しています。高齢者や障害者の支援、子育て支援、独立したい人々のサポートなど、地域のニーズに応じた活動をしていただいております。

そして社協は、地域のつながりを強化するための場でもあると私は考えています。住民同士が交流し、助け合うことで地域のきずなも深まります。これによって災害時や困難な状況においても、地域全体で支え合う力もまたそこから生まれてくると思います。

さらに社協は、行政やほかの団体との連携を図り、地域の課題解決に向けた取り組みを推進していかなければならない団体であることも私はそう思います。これにより村全体の生活環境が向上し、住民が安心して暮らしていける社会が実現すると考えています。

最後に、社協は村の福祉やコミュニティの発展に欠かせない存在であり、地域の未来を支える重要な機関ですので、社協自体は独立した法人であっても、村と協力して、お互いに欠かすことのできない存在だと思います。今後もお互いのコミュニケーションをしっかりととり合い、住民福祉向上につなげていただきたいと思います。

以上で、8番、山田の一般質問を終わります。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で8番議員の一般質問は終了しました。

◇ 櫻 井 新 一 議 員

○議長（鎌田欣子議員） 順番6、1、他村に比べて多い当村の施設の今後のあり方について、2、今後の各施設の使用料金について、3、下水管の点検について。4、令和7年度新しい施設について。9番、櫻井新一議員。

9番、櫻井新一議員。

○9番（櫻井新一議員） 9番、櫻井新一です。令和7年3月の定例議会の一般質問を行います。

1番の他村長に比べて多い当村の施設の今後のあり方についてですが、同僚議員とダブってしまっていて、なおかつ結論は私はほとんど聞けている内容と同じなので、省略させていただきます。

ただ、要望として、私は団塊の世代、私が一番トップなんですけれども、団塊の世代の人たちが亡くなるといきなりこの村の人口も減少するんじゃないかなという心配もありますが、そのほかに施設の老齢化等で進むと思うので、これは早急に結論を出していただきたいなと思って、要望としております。

それでなおかつ、村長に要望なんですけれども、そういう結論を早く村民に教えていただけるようお願いしたいなと思っております。

続いて2番の質問に入りますが、今後の各施設の使用料金についてですが、このごろの物価高騰の折、村のすべての使用料金の見直しを行うべきだと思います。今回、温泉施設の入浴料金値上げの答申が行われ、この議会でも議題に提出されておりますが、そのほかの施設の使用料金の値上げも考えるべきだと思います。

特にその中で、今現在、無料になっている施設の利用料金もあるんですが、これをすべての人から有料とさせていただくようにしていただきたいと思います。そういうことが考えられているかどうか、伺います。

それからまた、すぐに上げることができないなら、その理由を教えてほしいのと、もし上げるとすればいつまでに上げるかという計画はありましたら伺います。

以下については、質問席で質問させていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、今のご質問にお答えいたします。

使用料につきましては、体育施設使用料、作陶場使用料、公民館使用料、重機使用料、加工施設使用料などがあり、合併時の協議により使用料の部分につき、決定し、現在に至っております。加工施設など有料の施設につきましては、消費税率改定に合わせて見直しを行った経過がございます。

無料の施設につきましては、条例制定時におきまして無料にした経過を検証する必要があると考えております。例えば体育施設は、村民体育の振興を図り、村民の基礎体力づくりを掲げ、作陶場は村民の芸術・文化活動の振興を目的としております。使用料を有料にすることが条例の定めた目的を推進することにつながるのであれば、当然有料にするべきというふうに考えております。使用料無償の施設の有料化については、庁内だけではなく、検討委員会などを設けるなど、一定期間審議をし、結論を出す事項かと思われております。

また、行政懇談会など、直接村民の意見を聞く機会におきましても、使用料に言及する意見は寄せられておりません。このためすべての使用料を有料化とすることは考えておりません。

今、申し上げましたのが、施設の使用料をすべて有料にするべきこと、それからすぐに上げることができないということです。

それから計画につきましては、今現在、そのような計画はございません。

以上となります。

○議長（鎌田欣子議員） 9番、櫻井議員。

○9番（櫻井新一議員） お答えが今、ありましたとおり、体育施設等条例との絡みもあるし、過去の経過からいくと今までどおり無料ということでやるということなんですが、確かにそう言われればそういう教育的な話で、ことで無料にしなければならんというふうには考えている部分、行政としては正しいのかもしれませんが、別の視点でいうと、受益者負担というものがあると思うんですね。だから金額的に大幅に上げるとか言っているつもりではなくて、住民福祉とか村民福祉でもあるので、金額を思い切り上げるのではなくて、ちょっとでも、やっぱりこれから村の経営を考えると、収入が非常に少なくなる……高いわけですから、そこに住んでいる村民であればそれなりの負担は必要だと思います。確かに教育的な問題とか、そういうので無料にしなければならんという考えもあるかとは思いますが、やっぱり村の経営を考えると、収入の点は少しでも、すべて取れと言っているわけではないんですけど、取れるというか、取るべきところはあるだけしっかりと取っていかないと、これからの村の経営が成り立たないのではないかと心配をしております。

続きまして、下水管の点検についてですが、この間、報道にありましたように、非常に下水管、人口とかそういうのによって下水管の大きさがいろいろあるので、センカの場合

すごい大きい管の、都市部だったので大きい管の問題で、穴があいて、そこに砂が入って、道路がぱっと陥没したという事件があったんですが、当村では坂井地区が昔の坂井村のときに下水道本管を道路に埋設して、下水工事をやったと経歴があって、その他のところは浄化槽を使ってやっているんで、そういう下水管のあれが道路にあるというのはほとんどないんですけれども。心配なのはやっぱり私がちょっと調べた中に、坂井地区の下水管の延長距離は3キロメートルほどで、そんなに距離は長くはないんですけれど、それになおかつ直径が150ミリ程度なので、大きな陥没はないと考えられるんですが、ちょっとした例えば運悪く陥没、一応下水管を埋設するとき周りは全部砂で埋めているのを多分工事の人はやっていると思うんですけれど、その砂が穴があいたかで下水管の中に入って、陥没の高さはひどくはないと思いますけれど、考えられることはあると思うので、そこに結構車がスピードを出して走っている人がいて、そこに陥没、ぶつかって、ハンドルをとられて事故ったりする危険性があるので、それをちょっと心配しているんですが、下水管の陥没の状況、調べることをやる計画があるのかどうかということと、下水管の検査するときに、カメラを使ってやるそうなんですけれど、150ミリのパイプの中のカメラでやるというのは結構大変だなとは思っているので、ちょっとやりづらいとは思いますが、そういう、もしその考えがあるかどうか、伺いたいと思います。お願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 建設課長。

○建設課長（花岡牧彦） それでは、質問の1と2、まとめてお答えいたしますが、よろしいでしょうか。

まず最初の質問でございます。下水道管の延長距離、それから昨今の報道にありますように、下水管の穴あきによる道路陥没事故等は考えられるかという件でございますが、当村の下水道管路の延長は、本城の農集排で約22キロ、それから坂井の農集排で27キロ、坂井の林集排で3キロ、合計合わせて約52キロとなっております。管径につきましては、パイ100ミリから200ミリと、接続戸数や想定流入量に応じて使い分けていますが、村全体は大体150ミリから200ミリで88%ぐらいのパーセンテージになってございます。主な管渠管種につきましてはVU管といわれるものですね、硬質ポリ塩化ビニル管が100%でございます。

埼玉県八潮市の道路陥没事故では、大体直径4.75メートルの巨大な下水管が破損したことに伴い、大規模な道路陥没となりましたが、当村の管径につきましては最大口径でも200ミリ、20センチと都市部の下水道管と比較するとかなりな小口径であることから、八潮市のような自動車が丸々飲み込まれるような道路陥没事故は考えにくいと想定されます。

しかし管渠やマンホールなどの埋設物が起因とする舗装のひび割れ等、道路上への影響もあることから、村としましては道路パトロール等により、道路利用者への安全な確保に努めていく所存でございます。

それから2番目としまして、どのような点検方法等あるのか、やっているのかというご

質問でございますが、下水管の管路の施設の調査で一番一般的なのは、テレビカメラの調査でございます。自走車、カメラ自体が走る、タイヤがついて走るものを管路の中に入れて、内部の劣化状況を調べることができます。しかし1キロメートルの管路を調査するのに大体300万円ぐらいの費用がかかりますので、仮に村全体の管渠を調査した場合には1億5,000万円ぐらいの莫大な費用が想定されます。

このことから、不明水の流入が多い処理区ですとか、あと特に傾斜が強くマンホールの躯体ですとか、管渠に土圧の影響が考えられる箇所など、ピンポイントに絞るようにして、今後テレビカメラ調査の活用も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 9番、櫻井議員。

○9番（櫻井新一議員） 今、お答えいただき、硬質塩ビと聞いたので、今回報道になったところは単純にいうと鋼管だったので穴があいたという結論なんですけれど。だから硬質塩ビであれば多分穴あきは考えられないと思うので、あまり心配することではないかと、今、答弁いただき、ちょっと安心いたしました。

続きまして、4番にいきまして、令和7年度の新しい施策についてですが、昨年度は給食費の無料化等、昨年度村長は挙げられましたが、令和7年度は何か新しい施策を考えておられるか、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 令和7年度の新しい施策ということで、令和7年度の予算に反映できたものと、まだ予算の段階では様子見、そしてまた新たに加わった検討項目となったものもございますので、分けてご説明申し上げます。

まず、令和7年度の新しい事業としては、私、議会の冒頭のあいさつでも述べさせていただきましたとおり、合併20周年事業ということが大きな1つでございます。補正予算でお認めいただきました1人1万円の生活応援商品券事業のほか、旧本城小学校プールの除却及び跡地を駐車場、あるいは倉庫として整備することとし5,600万円、また、戦後80周年を迎えますこととあわせまして、本城、坂北の今の忠魂碑ですね、こちらを除却し、3地域統合の慰霊碑を役場近くに建立することとし1,900万円の計上をさせていただきました。

また、導入から20年を経過しました消防団活動服の更新などで600万円を補助金活用して計画しております。

なお、20周年を祝う祈念式典は考えておりませんが、この間、多方面で功労のあった方々への表彰式を行いたいと考えております。

子育て支援については、保小中の給食費無償化に続きまして、新年度は18歳未満の医療費窓口負担の無償化を計画しましたが、通学定期への補助につきましては、村内3駅、あすからSuicaが導入されるわけでございますが、Suica定期券の購入に対する対象の拡大ということで、計画をしております。

また、当初予算に盛り込めなかった事業について、幾つか申し上げます。まず1点目は、令和6年度で整備した廃線敷について、またこの廃線敷の観光化ということで計画しておるところですが、今回、県の元気づくり支援金の採択の基準が厳格化されるというんですか、ちょっと見直されるということでございます。1点は、その事業が何ていうんですか、事業に対する成果がある程度見込めるものというのが1点、それからあと広域性があるものについては採択されるものがあるということで、単独の、しかも継続したものについては採択されるかどうか、ちょっとわかりませんので、今年度につきましては廃線敷について照明等の要望は出しておりますけれども、採択されればまた周辺的安全確保など、さらなる整備を予定したいと考えております。

2点目としては、議員の皆様からも提案をいただきました松本山雅のホームタウンへの加入についてであります。今年の1月に、松本山雅の小沢社長がお見えになりまして、ホームタウンへの説明をいただいたところであります。加入することによって、相互の発展につながるよう、関係部署と調査、検討を進めてまいります。村からもスポーツ施設の運営管理、あるいは部活動の地域移行など、松本山雅さんへの提案を期待して待つところであります。

それと3点目ですが、この冬の水不足という状況を踏まえまして、水源の整備・確保、あるいは水道管の防水対策、また、断水時の給水体制など、こちらについても課題を整理し、できるもの、それから計画性を持つもの等、計画を進めてまいる必要があると感じております。

もう1点、今月、若者定住住宅が完成するわけでございますけれども、今後は独身者、単身者向けの住宅建設についても、調査、検討に着手したいと考えております。これは私の任期途中ではありますがけれども、新年度以降議会の皆様とも協議しながら進めてまいりたいと感じております。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 9番、櫻井議員。

○9番（櫻井新一議員） お答えいただき、ありがとうございます。今、聞きまして、合併20周年ということで、いろんなことをいろいろ考えておられるので、うれしいのは商品券が出るなということなんですが、あと新たに子育て支援ということで、これからこの村にも引越される人で、若い人たちがこれがあると随分喜ばれるなと思うので、積極的にやっていただきたいなと思っております。

まだ予算化されていない中で、松本山雅の件ですけど、残念ながらなかなか上のほうのリーグに上がることができなくて、低迷しているんですけど、いろんな、うちだけでなくほかの市町村でもいろいろ応援しているみたいなんですが、こちらのほうもできるだけ応援の中に入ってもらえたら、少しは成績が上がるんじゃないかなと期待しているんですが。

それと確かに水不足、私もこの村は大きい川がないために、なかなか井戸でしか水源を

確保することができないので、なかなか厳しいなとは思っているんです。特に井戸は、イチが少ないと水量が減るというのを前から聞いたことがあるんですけど、そういう対策をしっかりやっておかないと、せっかく住民を増やそうとしている中で、そういう最低限のものがきちんと確保されていないと、行き当たりばったりではなかなか難しい問題だと思うので、私も別に専門家ではないので、詳しいことはよくわからないんですけども、そういう点をしっかり考えていただきたいなと思っております。

それと今、若者住宅が建設されて、全部入ったので大変うれしいんですが、これから特に独身者のためのものもつくっていただけると、また増えるのではないかなと希望するんですが、今の村長の施策に対する考え方に非常に賛成しますので、今後、よろしく願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今、櫻井議員さんのほうから、ご提言もいただいたところで、ちょっと私のほうでまたお話をさせていただきたいと思います。

まず、松本山雅のホームタウンについては、ご存じのとおり松本地域の中では筑北村のみまだ未加入という状況であります。先般麻績村でパブリックビューイングがされまして、報道では 170 人ということで、当村からも十数名の方がお見えになったというお話を伺っております。やはり一定数のファンがいらっしゃるということも、私は考慮しなきゃいけないなというふうに思っておりますし、また、今回ちょっと小沢社長にお願いしまして、日曜日が松本山雅、ある意味でスウシュウダンビということなんですけれども、ちょっと職員を連れて視察に朝から行って、まず把握してきたいというふうに思っております。

出資金は 300 万円ということで、出資金ということなので、その 300 万円に対してどうかということもあるかもしれませんが、やはりいろいろな観点で双方の、相互の発展につながるかどうかというところで、また視察してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから水の関係でございすけれども、本当に断水した場合に、日常生活もそうなんですけれども、今後また企業誘致をしていく中で、企業のいわゆる生産活動に大きな影響を与えると、これまた村としては損害賠償ではないんですけども、そういったことも視野に入れなきゃいけないのかなと思ひまして、本当に時間をかけて、例えばまたお金をかけて井戸をつくらなきゃいけないのかどうかというのは、時間がかかるかもしれませんが、目先の漏水対策ですとか、あとは給水時の体制とか、そういったところも整備してまいりたいと思っております。

あと住宅の問題につきましても、どこに建てるのか、どのくらいの規模にするのか、いろいろまた議論があるかと思ひますので、こちらについても議員の皆様方、それから建設産業委員の皆様とも協議をしなければいけないというふうに思っておりますので、ある程度のたたき台は少し用意させてもらおうかなと思ひますけれども、これまたちょっと時

間がかかるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） 村長の今の積極的なお話を聞いて、少し先を明るく感じております。

以上で私の 3 月議会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で 9 番議員の一般質問は終了しました。

◇ 勝 田 昇 議 員

○議長（鎌田欣子議員） 順番 7、1、合併 20 年の政策成果検証と今後継承する政策について、2、令和 7 年度当初予算の重点項目と予算成果目標を伺う。11 番、勝田昇議員。

11 番、勝田昇議員。

○11 番（勝田 昇議員） 11 番、勝田です。まことに申しわけないんですが、生まれて初めて花粉症の恐ろしさを今、感じていますので、お聞き苦しいところがあると思いますけれども、一生懸命質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、合併 20 年、20 年といいますと、村ができて、村をつくろう、村を何とかしよう、昔から百年の計と。百年の計のうち 20 年たつということは、5 分の 1 が過ぎたと。私はこの質問したい理由は、きょうの同僚議員の質問の中でも、ああすれば、こうすればというようないろんなお話があります。それも 1 つやっぱり、何か行ったら、それをよかったか悪かったか、数値的に示すこともやはり行政の仕事ではないかと。今までもいろんな質問の中で、かなりの議員さんが費やしたのが、この私が一番先にお伺いするような、合併して 20 年、本当に 20 年の間、合併してよかったか悪かったか、まず。それとこの 20 年の間に何があって、何がどう変わったか、これをしっかりと出さないと、評価もできないし何もできないと。

そこでお伺いするのが、合併 20 年の政策成果結果の検証と今後の継承する政策についてお伺いいたします。

次の質問は質問席にてお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、通告にございました合併以来、公共施設整理統合のために無償賃貸、無償譲渡による村有財産の整理を図った成果と残る施設の管理費用などをどのようにするか、計画を伺うと、このことについて答弁をさせていただきます。

無償譲渡による村有財産の整理を図った成果としては、旧筑北小学校、大沢加工施設を既に無償譲渡いたしました。現在、国民健康保険診療所の建物につきまして、無償譲渡すべく手続きを進めているところでございます。残りの施設につきまして、こちらは個別施

設計画から抽出をしました施設となりますが、冠着荘、健康館につきましては、指定管理制度を導入し、直営で営業するよりも費用を低く抑えています。また、森林体験センターのように、廃止した施設がございます。こちらにつきましては光熱水費をとめて費用が発生しないようにして、管理を行っているという状況です。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） 今、ご説明のとおり、ただただ無償譲渡したのではなくて、活用するところは活用しているんだというふうにお伺いします。それはそれで村の政策としてやったことが、ただ村民の方が今、きょうもいろんな方の同僚の質問の中に、これだけのお金をかけてこれだけのことをやって、今、こんなに施設が残っている。私の直前の質問の中にも、やはりそういう点のご指摘があるような質問をされたように思います。

この中で、スポーツ施設のスポーツによる村の活性化と政策、投資効果、これのことにに関して、どの程度の本当の意味で、どの程度の成果があったのか。この体育施設とか、サッカー場、野球場に投資した金額に対する投資のものにどの程度の成果が得られたのか、これを検証しませんと、皆さんよく言われるように、人がいっぱい来たんだよ、では何人ぐらい来ているんですか。人がいつもアバウトなんですね。そうでなくて検証というのは、こういう時期からこれまでの間に何人来村があつて、どういうことでこうだということのプロセスを説明していただかないと、ただ、いや、最近どうも人が多いよということでは、検証にはならないと私は思っておりますので、その検証をしたのか、2 番目の村のスポーツによる村の活性化についての検証結果をいかがか、お伺いします。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） ただいまのご質問についてですけれども、今、手元に細かな数字は持ち合わせておりませんが、利用状況については毎年の決算の決算書とあわせてご提示しております主な施策の成果説明等の中にも、資料として毎年度お示ししているところでございます。

今のところで、議員おっしゃられるようなことになってしまうんですけれども、合宿での利用ですとか、各種大会の際に施設利用によって村外、県外からの人の流れというのは多いというふうに考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） 今、次長がお答えいただいたように、そのぐらいの数字だと思っておりますとかということなんです。だからそれでは検証ではないんじゃないですかというのが私が言いたいことなので。細かくいうと、去年、幾つの大会を催して、何人おいでになったとか、例えばそういう話をしていただかないと。それと私はこう聞くんですから、恐らく村民の方は、何か車多いけど、何かどこか、何かあったのかというようなぐらいのことでしか意識しないという、せっかく職員の皆さんが考えていただいたそ

ういうものに関しても、やっぱり情報がちゃんと行き届いていないんじゃないかと。ですから今、お伺いしているのは、やはり誰が見ても、どのような形から見ても、あ、これだけの成果があったんだということにしませんと、政策というのはそういうものだと思うんですよ。言ったことが全部できたかできないかということもありますし、その辺の検証をしませんと、これから 20 年、また、この村は多分 20 年はまだ人口が減少していてもあると思います。でも、やっぱりその間に、どういう変化をもたらしたか、それは皆さん行政側と我々議会の側のやっぱりコミュニケーションの中で生まれた将来の筑北村、これを論議していかないと、いや、来ていると思いますよ。サッカー場もこんでいるんですよ。こんでいるんだけど、私が行ったときは 1 人もいなかったよということになっちゃうと、ですから何度もお伺いしているように、そここのところの検証をしなきゃいけないんじゃないですかと。

これは教育委員会さんが、きょうの質問にもあったように、教育委員会が少ない人数で全部管理しろとか、そういうことは難しい思うんです。そのために ICT とか、そういう DX を活用するとかということも、昔、私も提案しましたし、そのことに関してどういふふうな検証をして、どういう結論が出たのかということもやっぱりお答えいただかないと、ただ、ただやりました、聞きました、これからそうしますということだけでは、これからは成り立たないんじゃないかと思しますので、よろしくお願いいたします。

それで、12 月の定例質問で、村長もご存じのように私がある企業を村長にご紹介しまして、道の駅構想という形の中で、ビデオテープなり、デモテープをごらんいただいて、その中で開発資金も企業が持つと、道の駅ですね。それを提案したんですけれども、議会にも何のお話もなく、ただこれはちょっと私は乗れないとか、乗るとかいう形の中で途切れた話なんです、これ、村長、いかがですかね。もう一度ちょっとその辺のところをお話いただければ幸いなんです、お願いできますでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今、勝田議員からお話しされたことに対して、私がどの程度申し上げていいのか、これ、企業様からの提案を私は現地へ行って伺ったところでございますので、勝田議員さんがナッテイルことと違いますが、今、答弁を求められておりますので、道の駅構想ということで伺いました。

道の駅構想で、基本的に村が第三セクターを立ち上げて、そこで雇用が生まれると。では雇用をした方々の賃金をお支払いするのはどちらですか。これは第三セクターです。いわゆる道の駅ですので、トイレ、直売所、いろいろな提案をいただいたんですが、そちらについても第三セクターで有利な財源を見つけて運営するということで、我々はいわゆるアイデアを提案する、筑北村を過疎から活性化するという、夢のようなという、また語弊があるかもしれませんが、それでは私は村のいわゆる財源を使って企業誘致ができるということではないと判断しておりますので、議会の皆様にもご提案をしていないということでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） 私もそういう席に参加しておりませんので、双方の言い方、言い分をそれぞれ聞かなきゃいけないんですけども、私の聞いている範囲と、私が村長に勧めたのは、企業がすべての費用を持つと。ただし第三セクターというような言葉を使ったらしいんですが、それもやはりこういう構想ですので、国、県の許可、そういうものに関してはやっぱり地方自治体が関与しませんと、なかなか民間企業で国交省へ行っても、なかなかそういうものの書類等は一番下に入れられたり、いろいろありますもんですから、その辺のとも含めてぜひ協働で行うというような趣旨で村長にお話ししたということで、私は聞いておりますが、その件をもう一度、蒸し返すつもりはございませんので。

ただ、これからも次の質問にもなるかと思いますが、やはりそういうことはきちんと、こういうことでお話があつて、こういうことだというようなこと、もし、村長、私が言っていることがちょっと違うところがあれば、私は1度会社へ寄りますので、公開で、3者でお会いしてもいいですよ。そこでどこがボタンのかけ違いがあつたか、その辺のところをしっかりとしないと、いつまでたっても水かけ論になりますので、もしよろしければ私、それはセットしても結構ですけども、その担当者呼んで、もう一度そのことについてもお話ししても結構ですので、その辺も考えておきます。

時間もないので、次の質問に移らせていただきます。令和7年度当初予算の重点項目と予算成果目標を何うということで、とくら温泉とか、そういう入場料とか、これももう毎度、同じことを何度も何度も各議員さん、私もお伺いしております。公共施設についても、何度もお伺いしています。でも、いまだに3つあるものだからお金がかかる。いや、こっちはもっとあるんだということになると、これ、いつまでたっても解決しない。だからこそ国にも総理大臣というトップがいる。市町村にもトップがいるんですから、前にもお話ししたとおり、それはどんなことをしても、トップとなれば決断をしなきゃいけない時期が来るということも、12月の質問でもお話ししたとおり。そのところが非常にトップというのは孤独であつて、大変な重荷だということを私もわかりますし、だからこそこうでなければいけないんじゃないかということを再三申し上げている。

2番目の今の質問の中の予算と重点項目の中で、私もこれ、ここの中で入浴料の値上げの件ということでお伺いしているんですけども、これまた先ほどもお話ししていただいたとおり、とくに5,300万円入れてどうするんだと、そういう話になっちゃうので、これ数字が出ているんですね、2,483万6,000円、冠着温泉2,181万5,000円、合計1億147、これの話をしてもしょうがないので。ただ、私が聞きたいのは、これを本当に何年何月までにどうしたいんだと。まず、その辺の村長のプランを我々に本当にその辺のところをお話ししていただければ、我々も協力しないわけでもないですし、そこをちょっとお話ししていただかないと困るんですね。

今、お話しした2番目の入浴料の値上げの問題に関しては、ほかの議員さんもやりまし

たので、同じように2番目の公共施設の現状と今後の見通し。計画書によりますと、今後10年間にまとまった費用として2028年、12億6,000万円の更新費用がかかるというような文言をちょっとそういう計画書の中で見つけたものですから、これに対する何ていいますか、予算費用をどのような工面で捻出していくのか、どういう計画なのか、ちょっとお伺いしたいんですが、お願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、お答えいたします。議員、今、指摘のものは、2028年度15.6億円の更新費用ということで、これは筑北村公共施設等総合管理計画、15ページに建築系公共施設の今後の見通しが書いてございます。ここからの質問であるということとを前提としてお答えをいたしますので、よろしくをお願いいたします。

15.6億円の更新費用でございますが、これは建築系公共施設のすべてを耐用年数経過時に単純更新した場合の更新費用の推計値となっております。ですので令和7年度におきましては、建築系公共施設の更新というものはございませんので、令和7年度につきましては予算はございません。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11番、勝田議員。

○11番（勝田 昇議員） 今、企画財政課長がおっしゃるとおり、これ、私がそういう書類の中から見つけて、7年ないんですね、そういう計画が。ということは7年、今まであるものが手つかずでまた残るということですよ、そういう解釈でよろしいんですか。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） あくまでも経過年数というのは、例えば補助金を使ったものであれば、補助金を使って建てた建物については何年間についてはほかに処分しないしてほしいといったものでございますので、それについてそれぞれが例えば50年、40年ということで、1つずつ検証したものではないということでご理解をいただきたいのと、それから個別施設計画というものは、このカイのものの中で、計画を定めてございます。それがその中でそれぞれ点検を、目視ですけれども、点検をしたものでございますので、すべてが単純に例えば年度が来たらすべて更新をしなければならないといったものではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11番、勝田議員。

○11番（勝田 昇議員） みんなそういう計画書の中にそういうふう書いてうたっていますし、行政文書というのはなかなか読みづらいし、わかりづらいんですけども、先ほどちょっとちらっと出た作陶場なんかは、私が議会に出たときに、ここは除却するとかということが決まったはずなんだと、私の頭の中ではずっと思っていたんですけども、いまだにそういうものがあるということもあります。その辺のところは結構ですよ。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） 済みません、作陶場につきましては、個別施設計画がございまして、その中で継続保全というふうになっておりますので、そのような計画はございません。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） 本当に課長がおっしゃるとおり、私の読み違いなのか、ページ間違いかわかりませんが、とにかくそういうことで計画書はいっぱいある。でも計画に従っていないこともいっぱいある。だから私は今、お願いしているのは、計画書に書いたことはきちんと検証して、きちんと結果を出してほしいということが私の一番言いたいことなので、その辺のところをお願いしたいなと思います。

3 番目ですか、公共施設マネジメント計画の実行のために、これもまた文書に書いてあったものをそのまま書いたんですが、公共施設マネジメント計画の実行のために、3 点について進行状況を経過をお願いしますということで、行政の努力と、2 番目、住民との協働、3 番目、民間活力の活用、この辺についてのお答えをいただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、3 点につきまして、お答えいたします。まず、アの行政の努力でございます。こちらにつきましては施設マネジメント推進会議を開催し、令和 2 年 3 月に策定しました個別施設計画におきまして、利用検討、用途廃止と評価された施設につきまして、検討を進めてまいりました。結果、施設の民間譲渡、指定管理により経費の削減を実施しました。また、筑北保健衛生施設組合、一部の公園トイレ、バーベキューハウスにつきましても除却を行い、経費を削減してございます。

また、普通建設事業費全体の予算を考慮しながら、除却年度を決定し標準化を進めてまいります。

続きまして、イの住民との協働の関係でございます。受益者負担の見直しにつきましては、令和元年度におきまして、加工施設の使用料の一部見直しを行いました。改定額はわずかな額ですが、貴重な特定財源としまして、加工施設維持費として使用しています。また、協働事業支援金を活用しました公民館等の修繕等を住民協働により実施していただき、経費削減に努めております。

続きまして、民間活力の活用ということでございます。現在、冠着荘は指定管理制度による民間委託で経営をしております。指定管理前の令和 3 年度の操出金額の予算額は 3,685 万円です。令和 7 年度の指定管理料が 1,760 万円ですので、経費削減可能額は 1,925 万円となっております。また、産業課所管のそば処さかい以下 5 施設につきましては、村としての経費の支出はなく、逆に指定管理料として約 25 万円をいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） 今、お伺いして一生懸命やられているなと思いますけれども、支出する繰入金額に対しての何ていうんですか、効果といいますか、その辺のところは本当にご努力していると思いますよ。思いますけれども、それが村民の方にどううつるかということも考えていただきたい。というのはきょうも何人かの質問にあったように、やっぱりこの辺のところの繰入額が大きいと、どうしてもその金額にとらわれて、中身についてなかなか見えないということがあるものですから、その辺のところをきちんとこういう形の中で検証して、今こうなんだということをわかりやすく本当に発表なり、出していただかないと困るなと思うんですね。

今、その中で一番大きな金額かなと思うぐらい受益者負担のところ、私、ちょっと受益者負担というのは、前にも総務課長からお伺いしたと思うんですが、受益者というのはこの筑北村の中の受益者負担というか、その辺は村民なのか、それとも利用者なのか。受益者というのはどのような定義といいますか、その辺のところをちょっと恥ずかしながら教えていただきたいんですけれども。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） 受益者となりますので、一概には一言で申し上げるということとはちょっと難しいのではないかなというふうに考えております。例えば先ほどからのものであれば入浴料であれば、当然入浴施設を使う方が受益者になるかと思えますし、それから何らかの形で税金を納めていただいて、何らかの対価を得ている方ということであれば、私も含めて受益者というふうになると思いますので、一概に受益者の定義はこれですということは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） そういうふういろんな面から見ると、単純に受益者って誰なんだろう、どういうことなんだろうということは今のお答えであったように、やはりその辺のところをきちんとしていかないと、その辺のところもこういう提供を行っているので、これがけの費用がかかっていますということを明確にしたりしないと、本当に何かサービスを受けているんだらうかと、勘違いなさる方もいると思いますね。だからその辺のところを明確にできないところを明確にしていくというのも、またいろいろ行政の仕事だと思いますので、お願いいたします。

今、お話しいただいたように、3 番、公共施設マネジメントの件に関しては以上で終わります。

○議長（鎌田欣子議員） 済みません、勝田議員、先ほど私、報告の段階で3 番目の二拠点生活と来村者サービスについて提案事項というのを読み上げなかったもので、大変失礼いたしました。

では、3 番目、お願いいたします。

○11 番（勝田 昇議員） 今、議長に読み上げていただきましたので、そのまま続けさせていただきます。

公共事業、公共交通に関して、私ももう本当に、またかよと言われるほどしつこくお伺いしているところなんです、なかなか行政って本当に難しいなと思うんですが、ここで私は提案事項としてご提案申し上げますので、ぜひご検討いただき、またその辺のところのご回答もいただきたいと思います。私の住んでいる向原は、103 戸の住宅、46 年前ですか、県が開発したと。一定の区域なんですね、一定の。そして出入り口となると、高速道路の下といいますか、両方から。そうすると昨年、私、防犯の問題でも区へ相談して、出入り口の 2 本の道路にカメラをつけようとか、その費用はもう村に言ってもしょうがないから、ではもう我々住民で負担しようかとかという話も出たんですね。そうしますとそこで、そうであるならば、では向原区として交通問題を特区にしてほしいなど。

ご存じのように、一番下の通りから真ん中の通り、私の住んでいる一番上の通り、そこまで本当に私、ちょっとうといものですから、どれぐらいの傾斜があるかわかりませんけれども、大変なお年寄りが大変難渋している、私もそうなんですけれども。でしたらあそこでしたら大きな車も入ってきますし、公園もせっかく整備していただいて、11 トン車の車が出入りするところですので、ぜひあそこを交通特区ということで認定していただいて、そこの住民の方はドア・ツー・ドアというようなことをお願いしたいなと思っています。その辺のところはいかがお考えか、考えていただけるか、お答え願えれば、お願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 昨年 3 月にもご質問いただいて、ライドシェアについて向原区での実証実験のご提案だと思います。

その際に答弁したとおり、責任を持ってリスク管理をする組織が必要で、ドライバーの資質、運転技術、事故等発生した場合の対応、飲酒、長時間労働など、ドライバーの管理が必要となり、それを運営できるのはタクシー会社等になると思います。

村が運営できるものではないこと、相応の費用、経費が発生すること、実験といえども特定の地区だけで実施することは住民の理解を得ることは難しいと考えます。

このことから現在、実施の考えはございません。村のデマンドバス、社会福祉協議会が行っている福祉有償運送等、ご利用いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） そうですね、せんだってお話ししたのは、ライドシェアの件ですが、私が今、言っているのは向原区を特区ですから、そこに我々が運転するのではなくて、業者が向原区に来てやりますよという形であればいいというお答えなんではないでしょうか。ちょっとその辺のところをもう一度聞きます。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 先ほども申し上げたとおり、特定の地域だけを特別特区としての実施は考えてございません。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） それでは、そういう計画を持って業者がいいですよと、向原区から例えば配車をしていただいたら、どこの家の前でもとまれますよということで、業者がそれを納得していただくなり、そういうことであるならば向原区にも区長がおられますので、区長がそういうことの中で、村の中でそういう交通システムを構築したということに関しては、いいということですかね。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） デマンドバスについては、県の許可を得る中でバス停を定めて行っているものでございます。向原区の区のデマンドバスとしてやるということであれば、もしかしたらよろしいのかもしれませんが、それは県の許可ですとか、それなりの手続きが必要となると思われます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） できるかできないかは、とにかく努力して、県とか国に、これから地方はそうあるべきではないかという形の中で、ご相談しても構わないということですよ。できればやってみろということですから、そういうご回答だというふうに私はちょっとせっかちなものですから、ご回答はいただいたと思います。

その次に 2 番目のお話になりますが、二拠点生活応援プログラムというようなことでご提案させてもらっていますが、今、乗車証を登録しないとバスも呼べない、何もできないというような形になって、本当に若いころ向原区とか、筑北村でお育ちになって、年ごろになって嫁いだ先が東京で、家もあるから半年に 1 回こちらに 3 カ月、東京で 10 カ月とか、生活している人が、生まれ故郷に帰ってきて、バスに乗りたいけれども、住民票がないから登録ができないとか、そういう方のお話も伺っています。村長のお話で、これからは観光を促進していこうということもあります。その辺のところをもうちょっと柔軟なバスの利用、デマンドバスとはいいいませんが、今、現状で一步でも二歩でも利便性の向上を考えていただきたいと思いますので、ご提案しているんですが、その辺の二拠点生活者に対するバスの利用の促進ということで、何かお考えがあったり、ご検討いただければ、お願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） デマンドバスの利用については、村民、または村内に通勤・通学している方で、利用者登録をしていただいている方に限ってございます。観光客の方等は利用できないわけですが、第一は住民の足の確保であり、予約の重複等で住民が利用できないことにならないよう配慮したものでございます。

車社会の中、観光客や移住を考えている人の中で、公共交通機関を利用されている方が

どの程度いるかはわかりませんが、そのような方はタクシーを利用されると思います。

村内事業者がタクシー営業を行っている中で、民業圧迫にならないよう配慮する必要もありますので、事業者にも相談しながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） 本当に優秀なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

S u i c a の利用とか、今、進めていますよね。そうすると協力隊のご努力によって、お試し住宅等ができました。車で来れない人もいらっしゃるから、東京から来ると S u i c a を利用して、私もきょうだい、姉なんかもそうなんですけれども、実は本当に東京から来て、坂北まで全くノーパスでおりられる、S u i c a で。おりられるのはいいんですけども、帰り、またたまたま駅員がいなかったから、そのまま乗って、松本で S u i c a を入れたらチンとはねかれる。それから 30 分もたって、ああ、特急が行っちゃったというようなことが現実にあるんですね。

そういうことを踏まえると、やはりでは何のためにお試し住宅をつくって、東京から移住だの何なの、そんな政策が立てられるのか。その辺のことを含めて、きちんと対策を打って、検証していかないと、だから何度も言っているように、そういうことの検証がなくて、こうだああだということは、やはりいけないんじゃないかと私は思うので、きょうは特に検証、検証と言っていますけれども。お試し住宅をつくって、何人ぐらいの人を呼ぼうとしているんですか、逆にいえば。これは違う質問になりますので、だからその辺のところを十分お考えの上、これからもよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で 11 番議員の一般質問は終了しました。

◇ 一 之 瀬 茂 幸 議 員

○議長（鎌田欣子議員） 順番 8、1、防災対策について、2、避難所となる学校施設の防災機能強化について、3、G I G A スクール端末更新について、4、带状疱疹ワクチン接種について。1 番、一之瀬茂幸議員。

1 番、一之瀬茂幸議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） 1 番、一之瀬茂幸です。令和 7 年 3 月度定例会一般質問を行います。

最初に、防災対策について質問いたします。

日本は世界で一番の災害対策と言われております。そして自然豊かな村内は大きな災害に対する万全の備えが必要です。長野県でも、7 年度予算に向け地震防災対策強化アク

ションプランとして、地震災害死ゼロに向けた取り組みとして、さまざまな予防対策を実施すると聞いております。

また、政府は、事前防災の強化に取り組む方針であり、自治体に備蓄品の状況の公表を義務づけることになっています。政府は昨年 12 月に、避難所の運営方針を改定し、被災者が尊厳ある生活を営むことができるよう、避難生活の最低基準を示すスフィア基準を取り入れ、それまでトイレは 50 人に 1 基だったものを 20 人に 1 基と明記しました。さらにトイレの比率を男性用、女性用を 1 対 3 とするよう推奨し、入浴施設の基準も示しました。また、避難所内の 1 人当たりの居住スペースを最低 3.5 平方メートル、畳 2 畳分とし、段ボールベッド等が置ける広さの確保を目指しています。

昨年 11 月に、中央防災会議等から、令和 6 年度能登半島地震を踏まえた災害対応のあり方について報告書が出され、国の応援組織の充実強化、全国の自治体における受援計画の作成、訓練等、総合的に進めるとしています。

そこで昨年 12 月に改定された避難所の運営指針で明記されたスフィア基準について、筑北村での現状、トイレの基準は幾つになっているか、また、トイレを 20 人に 1 基とする取り組みについて伺います。

以下の質問は、質問席で行わせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 避難所用のトイレについて、お答えしてまいります。

村では、トイレを 77 基備蓄してございます。内訳は長野県より貸与されている 5,000 回使用可能の水洗つきトイレが 2 基、排せつ物を密封するラップポントイレが 13 基、持ち運びと設置が簡単なポータブルトイレが 62 基でございます。

また、第 3 次長野県地震被害想定調査で、筑北村で糸魚川－静岡構造線断層帯地震で最大震度 7 が発生した場合、最大想定避難者数が 2,010 人となっています。2,010 人に対して 77 基のトイレでございますので、26 人に 1 基の割合となります。令和 7 年度の当初予算に、ポータブルトイレ 11 基の購入の予算を計画してございます。これに伴いまして、2,010 人に対し 88 基のトイレとなり、22 人に 1 基となる予定でございます。

今後につきましては、20 人に 1 基の整備を進めていくために、災害時に避難所において村職員だけでなく、住民等でも簡易トイレの設置や運営ができるよう、訓練の実施、高齢者や障害者も利用しやすいバリアフリーのトイレの研究、購入の検討、各家庭における簡易トイレの備蓄の啓発など行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） わかりました。今、答弁いただきましたけれども、ラップポントイレですか、これは非常に衛生的でコスト的にも安く上がるということで聞いておりますので、また参考に検討していただきたいと思います。

次の質問ですが、避難所内の 1 人当たりの居住スペースを最低 3.5 平方メートル、畳 2

畳分とし、段ボールベッド等の置ける広さの確保を目指していく取り組みについて伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 議員からのご指摘のとおり、政府から避難所に必要な生活環境を示す国際基準への対応として、1人当たり最低3.5平方メートルの居住スペースの確保が助言されています。また、長野県危機管理防災課において、スフィア基準の考え方を念頭に置いた避難所運営マニュアル策定指針の改定を令和7年度前半に発表することを目標に取り組んでいることから、県の指針改正後に村の避難所開設運営マニュアルの見直しに着手することとし、避難所の居住スペースを3.5平方メートルとしていくことを目指していきたいと考えてございます。

現在の避難所21カ所の居住スペースでございます。約1万4,000平方メートル、これを3.5で除した場合、計算上4,068人が収容できるわけですが、実際の避難者数や、避難者が1人なのか、世帯なのか、パーティションの間隔であるとか、それぞれの避難所の状況で臨機に対応が必要だと考えています。

避難所の運営は、避難者みずからが行っていただかなければなりません。防災訓練等を通じ啓発を行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） わかりました。よろしく願いいたします。

次に、災害において孤立する可能性のある地域は、村内でも6地域指定されているとお聞きしました。国は孤立する可能性のある地域等で、関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練の必要性を指摘しています。能登半島地震の際も受援計画に沿った迅速な対応が若干おくれたという面があったとお聞きしました。そこで、村の受援計画、訓練の必要について伺います。

また、現状一部の地域には食料品等の備蓄がありますが、備蓄がない地域についてどう考えるか、お聞きします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 2月に長野県危機管理防災課より、災害時に孤立する可能性のある集落数が公表されました。筑北村では東条区、河鹿沢常会と大沢常会、東山区、二熊区の原常会、別所区と西条区の伊切地区になります。なお伊切地区は、現在、居住されている方がおりませんので、実質5地区ということでございます。

なお、孤立の定義であります。道路交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動と物流が困難となる状態で、すべてのアクセス道路の一部が土砂災害警戒区域、山地災害危険地区に隣接している集落のことになります。

孤立となった集落の受援計画はございませんが、村職員や消防団でも現地に行くことが困難な場合には、ちゅうちょなく消防、警察、自衛隊に要請をし、住民の救出、物資の

供給を行っていきたいと考えてございます。

いざという時のために、関係機関との救出訓練についても重要と考えていることから、検討を進めていきたいと考えております。

また、孤立集落における食料品等の備蓄状況でございますが、河鹿沢公民館、大沢公民館、東山公民館には食料、飲料水、ラジオ、救急セットなどを備蓄してございます。別所公民館は指定避難所でもありますので、食料、飲料水、毛布、簡易トイレなど、27品目を備蓄してございます。原集会所については、現在、備蓄ができていませんので、地元常会の皆様と協議の上、整備を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） わかりました。能登半島地震の被災状況を見て、本当、万が一のためにも万全な備えが必要だとつくづく感じました。

次に、昨年11月25日、村内の女性を対象とした防災講演会、意見交換会が行われ、80名以上の方が参加していただきました。第1部の防災講演会の後、第2部の意見交換会が行われ、大変貴重な意見をいただいたと聞いております。それはどのような内容だったか、また、それを受け、7年度予算も含め、どういった取り組みを行っていくか、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 防災講演会は、消防庁防災意識向上プロジェクト、語り部、平澤つぎ子氏をお招きし、ご自身の東日本大震災での被災者支援の実体験や女性視点による被災者への伴侶の必要性、さまざまな教訓をお話しいただきました。

講演会に続きまして意見交換を行ってございます。意見交換会では、参加者の皆様に災害時における女性視点での困りごとをイメージしていただき、必要な支援策や配慮すべきことなどを考え、話し合いをしていただきました。

全部で109項目の意見、ご提案をいただき、女性に必要な備蓄品など、村で不足している物資など課題がわかったところでございます。

村では、意見交換会の結果を踏まえ、液体ミルク、ベビー食、ミキサーがゆ、ペーパー歯磨き、ウェットティッシュ、カイロ、おりものシート、尿とりパットの購入を令和7年度当初予算案に計上をさせていただいてございます。

また、令和7年度に新たに購入した備蓄品や資機材を活用しました避難所開設運営訓練を計画していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 避難が長期化した場合、女性が安心して着がえができるような場所の確保も必要だと言われております。そのためのパーテーション、テント等の資材導入も行うとのことで、委員会説明で話がありましたので、少し安心したところでござい

す。

次に、災害時に必要な物資、燃油等の民間企業の供給協定は、備蓄数量の設定に対して不足が生じたときに大変重要になります。そこで現状の協定内容と、今後の取り組みについて伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 現在、村では災害時における応援や支援物資等に関する協定を38協定結んでございます。内訳としましては、避難所に関する協定が8、福祉避難所に関する協定が2、医療救護に関する協定が3、物資供給に関する協定が4、応急対策・復旧活動に関する協定が8、情報収集に関する協定が3、広報や情報通信に関する協定が2、災害ボランティアに関する協定が1、相互応援協定が4、その他で3つございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） わかりました。しっかり周辺の自治体、企業様と協定をされているということが理解できました。

最後に、防災には自助、共助、公助があります。昨年発生した能登半島地震のような大規模な災害が発生したときに、行政機関が麻痺するなど、公助に限界があることが明らかになりました。各地域で支え合う共助が非常に重要となり、能登半島地震の際も火災、家屋の倒壊から生き延びた方がたくさんおり、家族や近隣住民などによって救出されたと聞いております。災害時にどう動くか、事前に何を準備するかなど、住民が自発的に立てる地区防災計画を村も積極的に後押しすべきだと考えますが、どうか伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 災害時には、自助、共助、公助をバランスよく進めることが重要です。公助ですべて対応することは不可能で限界がございますので、共助、地域住民同士で支え合うことは災害時に迅速で効果的な対応を実現するために、非常に重要な要素だと思います。

共助による活動を定めた地域防災計画を各地域で立てることは、非常に有効な手段の1つであると認識してございますが、村から押しつけるのではなく、地域を熟知している住民の皆さんが自発的に策定することが望ましいと考えています。

現在、区や自主防災組織に策定を促すことはしてございませんが、各区や自主防災組織から地区防災計画策定のための支援やアドバイスを求められましたら、担当職員を派遣し、必要な助言、資源の提供を行ってまいります。

また、地区防災計画の策定だけでなく、防災全般に対しまして引き続き防災出前講座などで支援をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） わかりました。次の質問に入らせていただきます。2番目とし

て、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について、教育委員会に質問いたします。

学校体育館は、子供たちの教育の場であり、災害時には地域の避難所として重要な役割があります。冷暖房空調設備を強化することで、児童・生徒に加え、避難者も安心して過ごせることが重要です。さらに近年全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性が高まっております。また、激甚化、頻発化する自然災害がある中、避難後の避難生活で疲労やストレスで亡くなる災害関連死の割合も残念ながら増加しております。

国際赤十字が提唱する最低基準にも、避難所については最適な快適温度、換気と保護を提供するとあり、安全・安心な教育環境と避難所の避難整備は決めて重要と考えます。

2024年9月1日時点の全国の小中学校での空調設置率ですが、普通教室では99.1%、体育館の設置率は2018年の1%から19%に上昇しているものの、まだまだ少ない状況でございます。当村においても、現状は送風機を設置しており、2024年国の補正予算で学校体育館の空調整備に785億円弱の予算が計上され、空調を整備する自治体への関連工事も含め、費用の2分の1の補助が確定しました。今までは補助の対象は断熱工事が補助対象の要件でありましたが、空調設備を行った後、断熱工事を行っても両方が補助対象となりました。今回の空調設備整備臨時特例交付金の対象期間は令和15年までとされており、早期に事業化する必要もありますが、中期的な計画も視野に入れていくことも考えられます。

教育委員会として、どう考えるか、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のように、国では学校の体育館への空調設備の整備につきまして、特に力を入れてきており、村の教育委員会としましても、その動向を注視しているところでございます。

近年、夏場の猛暑などで屋内であっても運動するのに適しない状況が生じていることは事実であります。そうした厳しい条件下で子供たちが活動できる場をいかに確保していくかということにつきましては、重要な問題であると認識しております。

文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金は、空調設備の整備費用や体育館の断熱性確保工事も対象とされていることですし、整備後のランニングコストについても普通交付税で措置するということであります。ただし断熱性向上にかかわる費用や断熱性能に応じた空調設備を選定することなど、イニシャルコストだけでなくランニングコスト、その両面から検討が重要だということで、文部科学省も指摘しております。

期限が限られた交付金ではありますので、これを活用して村内の小中学校の体育館の機能強化が図れるか、先ほどのコストの両面を十分検討して、早期に調査、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） わかりました。教育次長おっしゃるとおり、いろんな制約、工事期間の問題とかも含めてまた検討することはあると思います。工事期間の設定とか、子供たちの活動もありますので、いろいろとこれから検討はされる必要があると思います。また、財源が厳しい中、目先の導入費用でなく、空調効率の最適化、また、脱炭素化に資する設備等、さまざまな視点で検討していただくようお願いしたいと思います。

また、災害時の停電のリスクにも対応できるよう、非常用の発電機の併設も検討していただきたいと思います。

次に、3番目のGIGAスクールの端末の更新について、質問いたします。

GIGAスクール構想は、生徒・児童に1人1台の端末を配備し、個別最適な学びをICT端末を活用して実現していく構想です。全国的に令和7年度はこれらの端末が更新時期を迎えており、当村でも25年度に所有するパソコン、タブレット等で教師用も含めて300台以上の更新をする必要があると、予算委員会で説明がありました。

来年度予算の更新端末の調達が課題となる一方で、並行して取り組んでいく必要があるのが、これまで使ってきた端末の処理であります。大量の端末処理をどのように進めていくかが、大きな課題となっており、文部科学省では公立学校情報機器整備事業にかかわる各種計画の策定要領において、更新端末の補助に当たり、端末の整備・更新の計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定、公表を義務づけています。

また、文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知で示された中で、端末が再使用、再資源化されなかった場合、第2期端末購入の補助要綱に非該当となる懸念があると記されています。

また、3省合同通知によると、排出業者は処理の責任があり、仮に無許可業者に処理を委託した場合、適正な処理を行わず、不法投棄や不正に海外へ輸出され、不適切な処理が社会問題化するとして、排出業者として責任を警告しております。

年間では1,000万台のパソコン処分需要がありますが、4割が海外に輸出されていると言われております。法律を遵守した適正な対応が求められています。また、データ処理が適切に実施されず、個人情報の漏えい等、責任を問われる可能性があるとも言及されております。したがって専用ソフトでの処理により、確実にデータを処理する必要があります。

こういった状況の中、教育委員会の見解をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） ただいまのご質問について、お答えいたします。令和7年度以降の端末更新整備において、国庫補助事業である公立学校情報機器整備事業を活用するに当たっては、4つの計画の策定が求められております。その1つが、先ほども議員のほうからご指摘がありましたが、端末の整備更新計画です。この端末整備更新計画の項目の中に、更新対象端末のリユース、リサイクル、処分についてというのがあり、本村におい

てもこの計画を策定し、先月ホームページに公開したところです。

教育委員会としましては、村で開催する講座等での活用や、公共施設での利用等、地域内で再利用するものと、あと処分する場合は小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用、再資源化を委託することについて計画しており、先ほどの計画にも記載してございます。

再利用にしろ、再資源化にしろ、端末の処分に当たっては、先ほど議員のほうからもご指摘がございましたが、データの確実な削除を経て、適正に処理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） わかりました。よろしくお願いします。

次に、2024 年 5 月 17 日の環境省通知では、使用済み端末にはレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、都市鉱山とも呼ばれています。我が国における金属資源の枯渇リスク等の観点から、G I G A スクール構想の下で整備された端末を含めた使用済み端末の適正な再資源化を推進することが重要であるとされております。

また、3 省合同通知では、端末の更新に当たっては使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定業者への処分委託を現行端末の再使用、または再資源化の手法として示しており、G I G A スクールの端末等の処分に当たっては同法に基づき、国の認定を受けた再資源化業者との連携を検討するよう依頼されているところです。

したがって、教育委員会及び小型家電リサイクル法の認定業者等と連携し、主体的に対応していく必要があります。そこで当村は収集区域における小型家電リサイクル業者を明確にするとともに、環境省通知に基づく住民福祉課と教育委員会、認定業者との連携の認識、取り組みについて伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅義） それでは、ただいまのご質問についてですが、このことについては令和 5 年 10 月に、文部科学省から適切な処分についての通知が発出され、令和 7 年 1 月 24 日には文部科学省と環境省、経済産業省合同による 1 人 1 台端末の再使用、再資源化等処分に関する説明会が開催されたところであります。

その中では、端末を分解することで、端末構造や利用されている資源を知り、小型家電の資源価値を認識する環境教育の実施での利活用法が紹介されたとか、小型家電リサイクル法の大臣の認定事業者への処分委託を含めた適切な処分について、説明があったところです。

現時点では、まだ検討の段階ですが、端末を処分するに当たっては小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ確実に引き渡すですとか、そのほか端末の更新に当たっての事業者による処分のパックとして無償の処理方法等が提示されておりますので、そういうのも含めまして、検討してまいりたいと思います。

いずれにしても処分する端末については、文部科学省、環境省の通知に基づき、適正な処理を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） ちょっと時間の関係で、これ以上お聞きしませんが、教育次長、それから住民福祉課も含めて、非常に法令を遵守した認定業者の委託、そしてデータ消去等をしっかり行うことが重要です。それぞれの課が縦割りになることなく、適切に連携して確実な処理を行う、必要な予算措置も行うことが不可欠であると思います。過去の事例では、個人情報の不適切な管理のため、情報の流出が発生し、首長が記者会見で謝罪した事例もあります。個人情報の管理について、村長に伺います。お願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） これはG I G Aスクール端末にかかわらず、行政の使っている端末がむしろより厳重に扱っていかなくちゃいけない問題でございますので、そこについてはきちんと対応してまいりますので、そういった問題が起こらないよう対応してまいります。

○議長（鎌田欣子議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） わかりました。よろしくお願いいたします。

最後の質問になりましたが、带状疱疹ワクチンの接種について。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスが原因の病気であり、日本人の成人の 90%以上の体内に潜んでおります。加齢や疲労、体力・免疫力の低下により、発症率は 50 歳を境に急上昇し、60 歳から 80 歳でピークを迎えます。80 歳までに 3 人に 1 人が带状疱疹になるとも言われております。

発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になり、生活の質の低下が懸念される場所です。また、あらわれる場所によっては、顔面神経痛、目の障害、難聴、めまいなど、重い後遺症に悩まれる方もおります。

予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防にもつながると言われております。しかし予防効果の高いワクチンは、接種費用が高く、また、高齢化の進んだ村内では病気の予防によりシニア世代の方々が元気に活躍されることが非常に重要であると考え、村としても勧めていますが、病気になってから治療されるのではなく、その前に未然に防ぐ観点からも、ワクチンを接種しやすい環境を整えることが重要であると考えます。

私も数回にわたり、一般質問を行わせていただきましたが、2025 年度にはいよいよ国の定期接種化が実現し、当村でも 7 年度の新年度予算に接種費用が計上されました。委員会でも説明をいただきましたが、接種事業となった带状疱疹ワクチンの接種事業の内容として、ワクチンの種類、接種回数、助成金額について伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、一之瀬議員からご質問をいただきました带状疱疹

ワクチンについて、お答えいたしたいと思います。

带状疱疹ワクチンは、2025 年度より予防接種法に基づく定期接種の対象となります。村では、国の方針に基づきまして、対象者は 2025 年度に 65 歳を迎える方、60 歳から 64 歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方、また、2025 年度から 2029 年度までの 5 年間の経過措置として、その年度内に 70、75、80、85、90、95、100 歳となる方、また、100 歳以上の方については、2025 年度に限り全員対象となります。

使用するワクチンにつきましては、生ワクチンと組み換えワクチンの 2 種類がございます。接種対象者が受けたいワクチンを選択して受けられることになっております。

接種の回数は、生ワクチンは 1 回接種、組み換えワクチンは 2 カ月以上の間隔をあけて 2 回接種となります。

村からの助成金につきましては、生ワクチンについては 3,000 円を 1 回、組み換えワクチンは 6,000 円を 2 回として助成したいと考え、令和 7 年度予算に計上してございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） わかりました。生ワクチンはいろんな説がございますが、5 ～ 6 年、また不活性ワクチンは 10 年以上有効であると言われております。助成の対象となる接種回数について、限度は 1 回に限るか、お聞きします。また、接種対象者への周知や助成の手順について伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、接種対象となる助成限度の回数等について、お答えしたいと思います。

令和 7 年度から 5 年間は、肺炎球菌と同様に経過措置として 65 歳以上の方で 5 歳刻みで接種が可能ですが、5 年後は 65 歳に限定されるため、一生 1 回の接種補助となると想定しています。また、周知や助成の手続きにつきましては、令和 7 年度予算を議決いただけたら、対象者全員に個別通知を郵送します。高齢者インフルエンザワクチン接種と同様に、予診票は筑北地域の 3 医療機関の窓口を設置し、筑北地域外での接種される方については、住民福祉課と坂井支所窓口で発行する予定でございます。

全大変の周知につきましては、村広報、それからホームページ等を活用してまいりたいと考えております。

助成の手続きにつきましては、接種対象者で希望される方は接種を希望する医療機関へ予約を行い、予診票を記入し、接種していただきます。また、接種費用は医療機関で村からの助成額を引いた金額の支払いをお願いするものでございます。

以上となります。

○議長（鎌田欣子議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） 現状、既に助成を行っている自治体もあります。そういった中

で、現状、近隣の自治体との助成金額の差が若干生まれている状態でございます。村長も村の事業を行っていく中で、非常に私も感動したんですが、高齢者にも若者にも安心して住んでいただけるような事業を進めていきたいということを何度もおっしゃっております。

そういう中でございますが、今回、国の指針で65歳以上とはなりましたが、先ほども申し上げましたが、50歳以下の方でも带状疱疹になられる方がたくさんおります。今後さらなる取り組みを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で1番議員の一般質問は終了しました。

途中でございますが、ただいまから暫時休憩とします。再開はこの時計で3時10分からとしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（鎌田欣子議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 窪 寺 務 議 員

○議長（鎌田欣子議員） 順番9、1、令和7年度予算について。2、村木「赤松」について。3、中山間地域農業について。2番、窪寺務議員。

2番、窪寺務議員。

○2番（窪寺 務議員） 2番、窪寺です。これより2番、窪寺務の意質問を始めさせていただきます。令和7年度予算について、村木「赤松」について、中山間地域農業についてです。

最初に、令和7年度予算編成は、村長任期の総仕上げとなります。予算編成に向けた思いと、重点事業への意気込み、事業規模、予算額に関係なく、村長の一番思い入れのある事業について伺います。

以降の一般質問は、質問席で行わせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは、窪寺議員の予算に向けた思い、それから重点事業への意気込み、3点目として思い入れのある事業ということで、順番に、若干時間をいただきなが

らご答弁をさせていただきます。

私、何度も申し上げますように、ことしの新年早々、東京の長野県の町村会で地方財政局長から、要するに黙っていても膨らむ予算規模になっているというお話をさせていただいております。2月の中旬以降、新聞紙上に周辺市町村の予算規模が新聞報道されると、どこの自治体も過去最大ということでございます。本村におきましても、予算規模としては過去最大となっておりますけれども、やはり内容とすれば黙っていても膨らむ予算ということがいえると思います。

1点目は、人件費ですね、人件費の改定によりまして、本村でも約6,000万円ぐらい、それから令和7年度からいわゆるガバメントクラウドに移行しますけれども、当村では8月ぐらいから切りかえの予定と伺っておりますけれども、これに関してもシステムのハード、ソフトを含めると8,000万円増の見込みでございます。また、昨年郵便料金も値上げになりましたし、公金の振込手数料も有料になったというようなこと、こういったものもボディーブローのようにきいております。

また、令和7年度までが合併特例債の発行可能な年度となりますので、こちらについては1億9,000万円を地域振興基金へ積み上げるという、そういったもろもろの要件を加味した中での過去最大の予算となったということでございます。

ただし人件費の増加分、あるいは行政システムの標準化対応などは地方交付税措置がなされてまいりますし、現在43億円近い財政調整基金の取り崩しは今回は行っておりません。財政の健全化が図られた予算であると判断しております。

重点事業への意気込みということでございます。私にとっては、どの事業も主要事業に挙げさせていただいたものは重点事業という認識でございますので、どの課においても着実に計画的に事業を進めてまいりたいと思っております。

その上で、ことしの10月には国勢調査を迎えるということでございます。人口増加という、人口の1人でも多い増加という観点からも、各課連携により子育て支援のさらなる充実、あるいは移住の促進を図って、10月を迎えてまいりたいと思っております。

また、新年度につきましては、18歳以下の医療費窓口負担の無償化を予定しています。国は来年度、小学校の給食費無償化を実施しているようでございますけれども、この無償化が実施されますと都市部ほど有利になってくるということもございますので、村としてもそれにかわる新たな子育て支援策を検討していかなければならないと思っております。

最後に、思い入れのある事業ということでございますので、1点は慰霊碑の建立事業についてでございます。筑北村における戦没者数でございますけれども、383柱、内訳でいいますと本城が142柱、坂北138柱、坂井が103柱でございます。戦後80年を迎えて、今日の豊かで平和な社会を築き上げることができたのは、戦争で犠牲となられたこれら英霊の皆様によるものでございまして、私は昨年東筑村長会で沖縄を訪問し、平和祈念公園なども視察して、私の伯父も戦没者でございますが、その思いを強く感じたところでご

ざいます。

遺族会が高齢化していく中で、戦没者への慰霊を今度は遺族会員でない次の世代へ受け継いでいく時期に差しかかっております。平和の尊さを後世に伝えていくのにふさわしい慰霊碑を建立したいと思っております。

また、予算額的には少額ではございますけれども、18歳以下の医療費窓口負担の無償化と、高齢者のセーフティネット強化も思い入れのあるものとして挙げさせていただきます。前者の18歳以下の窓口無償化でございますが、これは周辺自治体が導入に踏み切っているという理由もございまして、今年度のふるさと納税が約2,000万円以上伸びているということでございます。ふるさと納税を多く集める自治体は、子育て支援の充実に充てているということから、決断をいたしました。

また、後者のセーフティネットについてですが、社協が行っている配食サービスや商工会の移動販売車においては、地域を回っていただく方が高齢者と顔なじみになっており、日常的な安否確認につながっています。こうした役割を加味して、社会福祉協議会の配食サービスへの増額、また、商工会への追加の補助を決めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） ただいま重点事業等お聞きしました。私もこの中で25年10月の国勢調査、かなりこれは大きく、それこそみんなで取り組んで、1人でも確保していくというようなことをやっぱりしていかなないと、以前の国調の状況を見ても、住民基本台帳と200人くらい違ってきています。いろんなとり方があるんだと思いますが、やはりここは将来5カ年間にわたってのことですので、ぜひ庁内挙げて、我々も協力する中で、国調人口を確保していきたいというふうに私も思っています。

また、必要な財源を必要な事業に向けて進めていくというような内容をお聞きしました。自分らにも関係してくるような将来的にはもう、セーフティネットもいつ自分の身にかかってくるものかわかりませんが、いずれにしてもそういう部分、この事業、よどみなく進めていただきたいと思います。

次に、村長も言うておりましたが、6年度人事院勧告や最低賃金の改正の影響を受け、6年11月に示されました財政シミュレーションの数値を上回る人件費を含む義務的経費をどのように考えているのか、S u i c a の導入に伴い、駅業務員の雇用時間の短縮が実施され、また、ほかに7年度新たに雇用に関して人件費抑制に取り組む施策があるか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 駅業務の職員の勤務時間の短縮につきましては、J R の S u i c a 導入により、勤務時間を短縮しても S u i c a が業務の代替となり、住民サービスの低下が最小限であると判断したことによるものでございます。

これ以外の業務においては、代替となるものがございませんので、当初予算には反映さ

れていないものと認識してございます。

人件費については、事務事業を進めていく上で必要と見込まれる最大限の会計年度任用職員の皆さんの報酬等計上させていただいているわけですが、執行段階において必要な勤務時間の管理を行うなど、経費削減に取り組む必要があると考えています。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 現状の中で、人件費を抑えていくというのは大変難しいことだということは認識できています。いずれにしてもこの次に質問しますが、やはり人件費を含む義務的経費を抑えていくには、維持管理の必要な公共施設が多いことに起因する管理経費にかかる人件費の抑制が必要不可欠と考えます。先ほどの同僚議員の質問にもありました公共施設の統廃合をより一層進めていく必要を感じています。その同僚議員の回答に、住宅の除去等ありましたが、7年度、また、今後どのように進めていくのか、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、お答えいたします。令和2年3月に作成しました個別施設計画におきまして、利用検討、用途廃止と評価された施設につきまして、令和7年度から令和11年度で検証を行うとされている施設がございます。令和7年度の早い段階で、施設マネジメント推進会議におきまして、現状維持、後利用検討、除却のいずれに属するかの方針を決定したいと考えております。

この中で、後利用検討とされた施設につきましては、民間への譲渡も含めて後利用検討をしております。除却とされた施設につきましては、道路ですとか水路などの普通建設事業費とのバランスを考慮しながら、除却を進めてまいります。

また、施設の統合につきましては、施設マネジメント推進会議におきまして、統合を検討したいという案が提出された場合には、今後も議論を進めていくということにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） とても施設数も多い中、進める事業ですので、大変かとは思いますが、それこそよどみなく事業を進めていただければと思います。

次に、村木「赤松」についてです。

松枯れ、枯損木対応に例年多額の事業費を計上しています。アカマツの被害状況については、同僚議員の質問で理解できましたし、伐倒燻蒸処理や被害僕への対応も理解しています。予防的措置として樹幹注入や空中防除も予定されています。

質問は1、2と分かれています。飾り松について伺います。飾り松事業も既に長い年月の実績があり、村長も中学校議会の折、筑北村のアカマツの人気は高く、業界内では筑北村産の飾り松の需要は高いと説明しています。需要は拡大傾向にあるようですが、被害

木は増える中、財産収入が見込め、住民の雇用にもつながる飾り松事業を今後も長く継続できるよう、森林資源は財産であるという認識を持ち、環境整備にも考慮しながら事業を進めてもらいたい、考えを伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（宮坂英幸） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

飾り松の出荷事業につきましては、平成 20 年より始まり、令和 6 年は 2 万 9,550 本出荷し、60 万 9,200 円の売上収入となりました。松食い虫被害が拡大している中ではございますが、村としても松の有効活用を進めるため、小仁熊ダム周辺の飾り松採取地の薬剤散布を実施し、松林の被害予防を行っております。

採取業者さんのほうから、飾り松の需要は増加していると聞いております。今年度から新たに坂井地域大野田にて、採取地を確保いたしました。今後も高速道路周辺の松林、林道沿線の村有地内の松について、景観整備を兼ね採取していきたいと考えております。

ご質問にもありました森林資源は財産との認識を持ちまして、継続的な事業実施を進めてまいりたいと考えます。

○議長（鎌田欣子議員） 2 番、窪寺議員。

○2 番（窪寺 務議員） この松飾り事業については、林道整備や登山道の整備にも手が入り、四阿屋登山も大変好評だというようなことが聞こえています。また、先ほど課長の説明にありました高速道路沿いの環境保護をしながら育成している部分について、来年当たりと業者のほうも考えていたところ、ことしかなりとられてしまったというようなことを言っていました。その辺もやはり守っているところを守っていないと、変な言い方ですが、とりに来る方自由ではなかなかうまくいかないのかというふうに思いますので、その辺の警戒もしながら事業については進めていただきたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長、お願いします。

○村長（太田守彦） 飾り松の事業者、昨年の状況、私も視察に行ったときに会ってお話をして、今のいわゆる盗難という、持っていかれる方がいらっしゃるということで、実際にある怪しい画像を見させていただいて、私もショックでありました。

事業者さんから言われているのは、やはり出しのいいところというのは、どうしてもねられてしまうということで、新たにそういった場所を確保しなきゃいけないということで、大野田のところは今、意外とまだ知られていないという言い方は変ですけども、あの場所、それからあと事業者も積極的に今度植えていくというようなことを伺っておりますので、何らかの形である程度の量を確保するということも、我々としては協力していきたいと思っております。

○議長（鎌田欣子議員） 2 番、窪寺議員。

○2 番（窪寺 務議員） ぜひ村のほうも協力いただければ、私もこの飾り松事業についてはかかわった者として、大変大事な事業だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、中間感地域農業についてです。

耕作に不向きな農地や後継者不在の農地の荒廃が進んでいます。少子高齢化が進み、後継者不在の農地の荒廃が目立っています。田畑ともに農業法人や担い手が借りるには、耕作に適した圃場でなければ契約しても、耕作が伴わない場合があります。長期の耕作放棄地ですとか、湿田、石があまり多いようなところだと、耕作条件の改善策はないか、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（宮坂英幸） それでは、お答えさせていただきます。村でも特に圃場整備された中に荒廃農地が存在することについては、危機感を抱いております。圃場整備時には所有者負担もあったと思いますが、公費も投入されていることを踏まえますと、荒廃していることは残念と感じます。

議員ご指摘の耕作条件改善の内容も多岐にわたると考えますが、水田の基盤が深く農作業機器が立ち往生してしまう箇所や排水不良の改修には、排水対策や基盤整備が必要であり、補助事業を取り入れるか検討してまいります。

また、既に荒廃している農地の再生につきましては、村の農地再生協議会において除草作業、石抜き作業を以前行った経過もありますので、今後これらに取り組む必要があると感じております。

耕作不向き農地、荒廃農地の改善への取り組みとしまして、現在、地域計画を策定中でございます。このプロセスとして地域の担い手の方々のご意見を聞く機会を設けることとしており、今後の見直し時点において担い手の皆様の意見を求める機会を設けますので、このようなときに担い手、もしくは所有者に条件改善後に引き受け可能か意思確認を行ってから、事業を進める必要があると考えます。

あわせて、後継者不在農地につきましては、所有者から担い手へ集約されるよう、農業委員会の皆様等のご協力のもと、荒廃化しないよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） ぜひそのように進めていただきたいと思います。

以上で、2番、窪寺務の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で2番議員の一般質問は終了しました。

◇ 小 山 正 博 議員

○議長（鎌田欣子議員） 順番 10、令和7年度当初予算の主要事業と財政健全化、2、人口減少対策の取組、3、令和4年度財務書類分析からの政策課題との対策、4、慰霊碑集約化と平和教育、5、八潮市の下水道管破損事故の教訓を踏まえての老朽化対応、6、水

田の畑地化水入れ見直しについて。3番、小山正博議員。

3番、小山正博議員。

○3番（小山正博議員） 3番、小山正博です。令和7年3月定例議会の一般質問をさせていただきます。

まず、1問目とし、最初に令和7年度当初予算の主要事業と財政健全化ということについて、お尋ねします。

新年度一般会計予算は、昨年度に比べ2億6,839万円余、率にして5.7%の増であります。合計として49億7,185万円余であります。次期一般会計予算は、過去最大額であります。自主財源に乏しい中での予算編成ですが、以下の項目を伺いたい。

前段の同僚議員からの質問も重なっている部分もありますが、まず1番目といたしまして、基本方針と主要施策、新規及び継続事業と課題について伺います。

以下については、質問席にて伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、お答えいたします。基本方針と主要施策と課題ということです。

基本方針についてですが、健全財政を維持しながら、第2次筑北村総合計画及び第2期筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携し、村民が暮らしやすい自然に恵まれた安心と活力あふれる村を創造するため、若者定住対策、公共施設の除却、防災・減災対策等を推進するとともに、子育て支援、高齢者等の安心・安全にかかわる事業を継続し、チクホク新時代を構築する施策に積極的に取り組むものとするとしています。

主要施策につきましては、新たに子供の医療費窓口無料化、スクールバスの更新を行い、給食費の無償化や出生・入学祝い金を継続する子育て支援策。

自治体情報システムの標準化移行、書かない窓口機器導入による情報化の推進。移住サポート住宅の活用や空き家バンク事業の継続による人口減少抑制対策。完了年度となります防災行政無線更新とあわせ、災害の発生予防に資する河川等の改修事業を継続実施する防災対策となります。

また、合併20周年を記念する事業としましては、功労者表彰、生活応援商品券とあわせて記念品の配布、慰霊碑の集約建立、閉鎖中の旧本城小学校プールの除却、駐車場・倉庫としての利活用事業、道の駅さかきたの観光案内板の更新などを予定しております。

課題としましては、10月1日基準日として国勢調査が行われることがありまして、人口減少抑制対策、筑北スマートインターチェンジを核とした産業振興、交流人口の増加対策、インフラ資産の更新・維持管理経費の増加等への対応、温泉施設の経営改善等が挙げられます。

以上となります。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山正博議員。

○3番（小山正博議員） 前段の同僚議員からの質問もあり、では、2番目の質問をさせて

いただきます。税収入の状況と今後の見込みはということで、それをご説明ください。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 税にかかわる 7 年度予算につきましては、住民税については定額減税の影響がなく、通常ベースに戻ったほか、その他の税につきましては本年度と大きな変化はございません。

今後の見込みでございますが、令和 7 年度税制改正の内容が少なからず影響するものと考えられますけれども、現時点では明確な改正内容が示されていないので、その影響額等はわかりかねます。

この改正内容が住民税に適用されるのは令和 8 年度からとなります。今後制度改正の内容でございますとか、それに伴う減収補填の有無等、情報収集し、一般財源の安定的な確保に向け、注視をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） わかりました。では、3 番目の質問といたしまして、物価上昇で膨らむ物件費コストへの経費削減策はについてお尋ねします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、お答えいたします。物件費の削減につきましては、予算編成に当たりまして常に考慮しておりますが、物価上昇が進む中でさらに経費削減を進めていく必要があると考えています。具体的には、パソコン、印刷機等の事務機器や公用車などは、購入せずリースとすることで、初期費用を抑え修繕等維持管理費を削減していきます。

また、庁内資料のペーパーレス化をさらに進めるとともに、ホームページやアプリを活用することで各戸配布の削減を検討してまいります。公共施設の電気料金についても、比較を行いまして、より安い電力会社との契約へと切りかえを行い、電気料削減を図っていきたくて考えております。

施設の維持費、管理費につきましては、委託した場合、物件費は上昇してしましますが、人件費も高騰してきているため、村全体のコスト削減につながるものがあれば業務委託を検討したいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（鎌田欣子議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） 物価が上昇するから、全体的な予算が膨らむことはいたし方ないというしまして、やっぱり行政として税金を預かる身として、節約、それからコストの見直しということを絶えずやっていただきたいと思います。

それでは、2 番目の質問をさせていただきます。人口減少対策と取組ということです。

筑北村は、近隣市町村の中で人口減が多い状況であります。東筑 5 村では先般の新聞報道では、人口 257 人が減っております。当村では 72 人が減ったということでもあります。

県内の社会増減数順位は、38位でありました。38位ということはプラス2ということで、これは今までに比べると状況的にはよいというふうに思われます。令和5年度ではマイナス32人だったものが、2人プラスということで、よい傾向であると思います。それを踏まえて、以下の項目を伺います。

1つ目として、過去5年間の出生、死亡、社会増減の数を説明ください。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、過去5年間の状況ということでお答えしたいと思います。

令和元年度から申し上げます。出生14、死亡84、自然増減でマイナス70、転入93、転出166、社会増減でマイナス73。令和2年度、出生17、死亡76、自然増減でマイナス59、転入99、転出120、社会増減でマイナス21。令和3年度、出生18、死亡68、自然増減でマイナス50、転入93、転出114、社会増減でマイナス21、令和4年度、出生13、死亡85、自然増減でマイナス72、転入82、転出115、社会増減でマイナス33。令和5年度、出生7、死亡112、自然増減でマイナス105、転入112、転出149、社会増減でマイナス37。令和6年度につきましては、2月末現在で申し上げます。出生8、死亡59、自然増減でマイナス51、転入94、転出90、社会増減でプラス4となっています。いずれも住民基本台帳ベースで申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 5年間の数字、ありがとうございます。そこで2番目の質問をさせていただきますが、プラス2人ということでの分析と評価ということを伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今、新聞報道のプラス2ということについて、まず申し上げますけれども、私どもは今、住民福祉課長から述べましたように、窓口における住民票、いわゆる住民基本台帳ベースの人数を年度単位、4月から3月という形で把握しておりますので、先ほどありましたように今、令和6年の2月末においてはプラス4という認識であります。新聞報道は恐らく1月から12月というような尺度で、これは載っておるかと思えますけれども、いずれにしても今までずっとマイナス傾向だったところがプラスになったという評価で、認識は共通しております。そういう中で答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、ここ2年で転入が増えているということを先ほど申し上げました。要因の1つは、ウェルネス高校の入学生の増加ということでございます。これは同校が2寮目を建設していただいたということで考えております。これはどういうことかということ、毎年4月の転入者数で申し上げますと、令和2年度から11名、9名、13名、これが令和5年度37名、昨年が42名ということで、これはやはり寮の建設に伴って、第2寮目がふえたということで、単純にふえた要因の1つと考えております。

あともう1点は、ご存じのとおり地方移住の流れということで、これは筑北村に限らず

松本地方に押し寄せているということでございます。中でも松本市、安曇野市、あと松川村ですね。こちらは非常に人気でございますけれども、去年は池田町も社会増になったと伺っております。

スマートインターチェンジが開通した当村においても、利便性の面で移住者の注目を集めたということも分析の1つとしております。

また、これをどのように評価するかというご質問でございます。今年度ふるさと納税も大幅に伸びております。また、新聞、テレビ等でも筑北村が取り上げられる機会がふえ、温泉施設、飲食店、直売所など、売上が伸びてきております。さらにはスマートインターチェンジの利用台数も平均毎月1,000台を超えているという状況でございます。村の知名度が上がり、交通アクセスのよさ、あるいは自然、米や野菜のおいしさ、住民の温かさなど、移住者に共感を呼び、転入増につながっていると私は評価しております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 私もふえたことは非常にうれしいことです。これが一時的なことではなくて、続くことを願うんですが、また先般といいますか、消滅可能性の自治体にまだ筑北村は入っておりますし、そういう点から見ると、それについてもふえたということが一時的なことではないことを願っております。

3番目の質問ですが、それを踏まえて、人口予測と今後の取り組みということを伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、お答えいたします。人口予測ということで、最新の村の独自推計でございます。出生率が上昇しまして転入増加、転出減という状況によりますと、2025年3,748人、2045年2,432名、2065年1,602人となっております。何もしない無策の場合でございますと、2045年2,087人、2065年1,042人となっております。少しでも村独自推計人口を維持するための取り組みとしまして、子育てに関する支援としまして、筑北村ならではの一貫性のある子育て・教育の推進、地元の食材による自校給食、学びと交流の場としての村図書館の利用、経済的な支援としまして、結婚祝い金、出産祝い金、任意の予防接種費用の補助、村外の学校に通学する生徒・学生に対する通学費の補助、子供医療費無料化、保育料の負担軽減、給食費の無償化、学力検定受験時の助成。

移住促進としまして、村を体験するイベント開催、U I J ターン者への補助金、空き家バンク事業による住まいのあっせん、定住促進支援としまして空き家の機能向上のための改修工事にかかる費用補助、進出企業への雇用創出支援等の取り組みを継続してまいります。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 今までの政策が間違っていなかったということがございますが、

1つ出生のことに言わせていただければ、5年度7人ということ、それから6年度については2月現在で8人、この数字も住宅ができて2人生まれた分、ふえるというお話は聞いておりますけれども、これは従前の予測よりかなり数字が私は減っているように思います。一番社会増といいですか、増減数がプラスになったことはいいことなんですけれども、やっぱり子供が生まれないことには、そういうことの評価というか、持続可能な、持続というか、照明津可能性のある自治体としてカウントされるのは、そこら辺のことが大きな問題だと思います。

それについては、私としては今さらどうのこうのと……つもりはございませんけれども、これをいい機会にとられて、さらなる政策の推進をお願いしたいと思います。

では、3番目の質問をさせていただきます。令和4年度財務書類分析から政策課題と対策ということでございます。これは毎年、財務書類分析をしていただいて、勉強会が開催されております。当村は同規模自治体と比較すると、公共施設の償却資産が多数あり、多額であります。老朽化もまた著しいです。行政コストは約65億7,000万円、片や財源は約61億9,000万円であります。差し引き3億8,000万円の不足している状態です。この不足金額は次世代に負担となります。財政健全化、安定化のために、現状分析と公共施設統廃合の進捗状況を伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、お答えいたします。今年度実施しました財務4表の見方学習会におきまして、資料として活用しました令和4年度の財務書類、全体行政コスト計算書からの指摘とされますので、ただいまの通告書に基づきました数値につきまして、整理をさせていただきます。

行政コストは、約65.7億円とあるのは、経常費用65.7億円、差し引き3.8億円の不足とありますのは、こちらは各施設利用による使用料や証明書の発行手数料をまとめた経常収益であります3.8億円、片や財源は約61.9億円とありますのは、経常費用65.7億円から経常収益3.8億円を差し引きました純経常行政行政コストの約61.9億円となりまして、一般会計、1会計期間におきます経常費用を明らかにするものでございまして、次世代負担額を表示するものではないことはご理解ください。

公共施設の償却資産が多数であり、多額であることはご指摘のとおりでございます。どうしても経常費用は多くなってしまう。経常費用が多額となる主要因は、更新をする必要のある道路ですとか、上下水道施設など、施設の減価償却費が多いことが挙げられます。ただし減価償却費は昨日の建設産業委員会における企業会計において説明があったとおり、現金を伴うものではございませんので、当該年度の現金が不足したものではありません。はこものといわれる多くは既に減価償却費を終了していますが、残存価格は残っております。このため個別施設計画に基づき、施設の民間譲渡、あるいは除却を進めていくという考えで進めてまいります。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） 同僚議員からも前段いろいろ公共施設の統廃合について質問がありました。施設マネジメント会議等で進められているとは思いますが、私の記憶では最終的に 30%という面積を記憶しておりますが、この点については進捗状況等はいかがでしょう。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） 毎年度、筑北村個別施設計画のイドウシュハイシの年次計画というものがつくってございます。その中で少しずつ、プールですとか、申しわけありません、一部の公園のトイレ、それからバーベキューハウス等につきまして、それから筑北村衛生施設組合等除却を進めてまいりまして、全体的に面積についてどのくらい減ったかまでは今、計算してございませんが、毎年少しずつ除却、あるいは先ほど申し上げましたように旧筑北小ですとか、大沢加工施設のように、民間への譲渡を進めているという状況でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） では、次の質問をさせて、4 番目の質問をさせていただきます。慰霊碑集約化と平和教育ということで、まず 1 番目といたしまして、戦後 80 周年であり、合併 20 周年の節目の年であります。各地区の慰霊碑の設置環境と遺族の高齢化もあり、維持管理の現状と集約化への経過をお伺いします。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、慰霊碑についてお答えしたいと思います

各地域の設置環境につきましては、本城地域は宅幼老所茶の間さんの向かい側、坂北地域につきましては、筑北ひまわり保育園駐車場の横、坂井地域につきましては筑北歴史民俗資料館横に設置されております。各地域とも大勢の方が行き来する場所ではございませんが、本城地域や坂北地域の慰霊碑は大きな一枚岩でつくられておりまして、設置場所も地面より高い位置に設置されているため、倒壊した際の周辺への危険は高いと考えます。

また、慰霊碑につながる石階段もずれや抜けができてきており、今後設置場所の周辺整備も必要になってくると考えます。

維持管理につきましては、各地域の遺族会をお願いしておりますが、各地域少なからず高齢化が進んでおり、遺族となられる方の減少や遺族会への参加数も減少し、特定の会員さんによる活動になっているものではないかと推測しております。

高齢化や会員数の減少は、今後負担になりかねず、管理も不十分になるという要因もございますので、令和 7 年度については 3 地域を 1 つにした慰霊碑の建立に予算計上をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3 番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 状況はわかりました。私も遺族会の会員でありますので、その辺はわかっているつもりであります。

今、ここで確認はさせていただきたいのは、坂井地区の慰霊碑については、そのままというお話を伺っておりますが、その経過について伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） この件につきましては、私ども村としては3地域1つにまとめるということで、3地域にあります慰霊碑についてはすべて解体撤去させていただくというご提案をさせていただきました。しかし本城地域、坂北地域におかれましては、その方向でお願いしたいという、2地域の会長さんたちのお考えでお聞きしました。しかし坂井地域につきましては、まだまだ遺族会の方々、会員数もあるということで、ご自分たちで管理をしていただけるということで、お話をいただきましたので、坂井地域につきましては管理を遺族会のほうにお願いし、継続してそのままにしていこうということで考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 慰霊碑につきましては、ほかの公共施設と違いまして、簡単に統廃合というのはちょっとまずいんじゃないかというふうに私は個人的には思います。やっぱり身近に戦争に行かれた方の慰霊碑があるということは、平和教育といいますか、過去に我々先輩たちが苦勞して、亡くなられて今の平和、先ほど村長のお話もありましたけれども、そういう思いがあるので、また、遺族会員の高齢化に伴い、年1回村の主催で追悼式を行っていただいておりますが、そこへもなかなかお見えになられる方が少ないということで、地元のものは地元でできるだけという考え方で、坂井地区の方はやられたと思います。

それでは、2番目の質問といたしまして、戦後80年、遺族の高齢化が進み、戦争の悲惨さへの思いを後世に伝えるために、小中学生への地域の歴史にかかわる平和教育の一環として、何らかの形でかかわる考え方はないか、お伺いします。

○議長（鎌田欣子議員） 教育長。

○教育長（内川雅信） 慰霊碑集約化と平和教育についてのご質問でございますが、ウクライナや中東で戦闘が行われ、多くの犠牲者が出ているといった緊迫する国際情勢の中で、平和教育の重要性はますます高まっていると言わざるを得ません。

平和の尊さを理解し、平和な社会の形成者としての資質を育てるということは、単に戦争を起こしてはいけない、平和でなければならないという言葉覚えることではございません。現在、日本はこうして平和な国として繁栄しておりますが、ある意味それは過去の戦争において亡くなった多くの方々の犠牲の上に成り立っているわけで、そうした犠牲、悲劇を二度と起こさないためにも、平和教育は書物や話の中だけではなく、実感を伴ったものとして子供たちには学んでほしいと考えております。

慰霊碑は、地域の歴史に触れることができるものであり、自分の生まれ育った故郷に、実際にあったことに思いを寄せることで、平和の大切さを自分ごととしてとらえることができると思いますので、そのことを学校に発信してまいりたいと考えております。

そして平和教育の中で、必要に応じてその場を訪れたり、関係する皆さんからお話を伺ったりすることは有用でありますので、子供たちがそうした学びをしたいという要望があったときには、ぜひとも議員初め関係者にはご支援、ご協力をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） まさに私も同感です。その戦争を体験した人はもう、戦後80年ということで、ほとんど生きておりませんし、直接の遺族の方も現存する方は村の中でも数少ない中でのことでございます。ただ、慰霊碑としてそういう形のものがありますので、ぜひそういう具体的に子供たちにそういう現実といいますか、亡くなられた方があったということ、また、おじいさんとか、伯父さんにつながる何らかの教育といいますか、そういうことが身近に感じられればなと思いますので、ぜひ教育委員会のほうにはそういうことも含めて、平和教育の推進をお願いしたいと思います。

5番目の質問をいたします。これも前段同僚議員が質問をされておりますが、埼玉県八潮市の下水道管破損事故の教訓を踏まえての老朽化対応ということです。

八潮市における下水道管破損に伴い、災害事故をかんがみでの筑北村下水道の老朽化対応と、今年度も節水協力要請の放送と断水放送がありました。地域の現状と今後の見通しと水不足対策を伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 建設課長。

○建設課長（花岡牧彦） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

村内の上水道管につきましては、昭和の後期に布設されたものが多く、既に耐用年数を超えて経年劣化が著しい管路が多くあります。下水道管につきましては、ほとんどが平成の初期に布設されたものであり、現在でも耐用年数の50年を超えていないことから、当村としてはより緊急度の高い上水道管の布設替えに注力をしているところでございます。

上水道管の老朽化対策として、補助金を活用した基幹改良事業、これは令和2年度から令和16年度の事業計画でございしますが、を実施しておりまして、敷設後40年以上経過した管路を中心に、漏水が多発する管路を地震に強い管種、これはハイポリエチレン管のパイ150ミリ、黒ポリ管を想像していただければいいと思いますけれども、そうした管路に布設替えを行い、耐震化を進めております。

また、昨年元旦に発生した能登半島地震により、耐震化が未実施であった水道施設や管路に甚大な被害が発生したことに伴い、国から上下水道耐震化の計画の策定を求められました。農業集落排水及び合併浄化槽については、計画策定の対象外となっておりますが、当村も1月末日に筑北村上水道耐震化計画として策定を行ったところでございます。

今後引き続き老朽化した管路の更新を進めるとともに、漏水箇所の早期発見、修繕を行い、有収率の向上に努めていきたいと思います。

続いて、現在、村内の渇水状況としまして、ここ数カ月の降水量及び降雪量が、例年と比べ大幅に減少しておりますことから、本城、坂北、坂井3地域ともに、水源からの取水量が減少しております。水源に乏しい坂北地域においては、特に厳しい状況となっております。冬季間については、まとまった降雪が少ないことから、今後も梅雨前の4月、5月の水源水量が減少することが見込まれます。状況に応じて村民の皆様には節水のご協力について呼びかけを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 冬場は特に水不足ということになりがちで、昨年もこのような放送がありました。これは行政のほうを責めるというか、責任ばかりではないので、そういうことを踏まえて今後も改善の努力をしていただきたいと思います。

それでは、私の質問として最後なんですけれども、水田の畑地化水入れ見直しについてということでございます。

先般、新聞報道等でもありましたけれども、水入れが見直しの報道がありました。村として対象農家への情報提供と今後の方向ということでございますが、水田活用の交付金ということがありまして、交付金は水田の維持も目的としており、22年度から制度が厳格化されまして、5年ごとに水を張ることが要件となりました。農家からは、麦や大豆などの転作するのが困難との批判が上がっており、水張りルールを撤廃するということが正式に決まったようです。水田活用の交付金は、需要が減少する飼料米から麦や大豆への転換を促してきた一方、水田の機能を維持するために耕作地に5年に1度の水張りを求めてきました。交付金の見直しに合わせて25年度から、この要件を廃止するという記事がありましたが、これ、村民への周知と今後の、やめたということ、やめていただいたほうがよかったんですけれども、今後の周知等をお伺いします。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（宮坂英幸） それでは、お答えさせていただきます。現在、国で水田政策を令和9年度から抜本的に見直す検討をしておると聞いております。見直しの検討の中で、今回の質問にあります畑地化している水田への水入れにつきましては、水田活用の直接支払交付金の対象となる作物ごとの生産性向上等への支援としまして、令和9年度以降、5年水張り要件を求めないことを検討しています。

また、現行の5年水張りの要件につきましても、令和7年、8年の対応として、連作障害を回避する取り組みを行った場合は、水張りをしなくても交付対象とすることも検討されていると聞いています。

対象農家への情報提供につきましては、3月の下旬に実施しております経営所得安定対策交付金相談申請会の折、現在の動向を説明するとともに、さきの検討内容が決定にな

ったところで、随時説明等を行っていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 結果的には水張りをしないで済むという解釈だと思いますが、ただ、筑北村においても去年、実際に水を入れてみてという方もお話を聞いております。そこら辺よく説明をしていただいて、これからの農業がよりやりやすいようにしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鎌田欣子議員） 通告されました一般質問は、以上で終了しました。

◎議案第28号の上程、説明、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第2、議案第28号 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例についての訂正を議題といたします。村長から訂正の理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第28号 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例の訂正についてでございます。

令和7年3月5日提出しました議案第28号 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例について訂正いたしたく、その理由をご説明申し上げます。

本条例に条項を追加しましたが、別表の関係条例の修正を行っておらなかったため、訂正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

○議長（鎌田欣子議員） 観光客課長、説明をお願いします。

○観光課長（中澤明彦） それでは、議案第28号 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例の訂正について、ご説明をさせていただきます。

村長からの提案説明にありましたが、本条例に2条条項を追加したことによりまして、条番号が変更と、繰り下がったわけでございます。別表の関係条例の条番号の変更をせずに、議案のほうを提出してしまいました。大変申しわけありませんでした。

内容につきましては、まず、済みません、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。第6条に使用時間、第7条として休館及び定休日というもの設けたことによりまして、2条繰り下がったわけなんですけれども、別表、前回、さきに提出してあったもの、別表括弧第7条という形で提出をさせていただきました。繰り下がった2条分で、今回、第9条ということで訂正をお願いいたします。

この表につきましては、令和7年4月1日条例改正、そして施行関係ということでお願いいたします。

裏面をお願いいたします。もう1枚、おめくりいただきまして、入浴料金の表をお願いいたします。新旧対照表をお願いいたします。入浴料金の別表をごらんいただきたいと思います。この表につきましては、令和7年7月1日改正の表となりますので、先ほど2条繰り下がっておりますので、改正前も改正後も第9条という形になります。前回提出してありましたのは、9条となっておらず7条ということで、提出をしておりましたので、今回訂正をさせていただきます。

一番最初の提出議案、原義のほうをごらんいただきたいと思います。それに伴いまして、ちょうど原義の真ん中あたりです、第7条の下あたりに、「別表中第7条を第9条に改める」という文が原義のほうに新たに文言を表記させていただきました。これが訂正部分となります。大変ご迷惑をおかけして申しわけありませんでした。

以上、議案第28号 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例の訂正について、説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） お諮りします。ただいま議題になっております議案第28号の訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例について、訂正を許可することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、今後の予定は、17日月曜日午前9時から、定例会本会議第4日、議案審議、採決を行います。本会議終了後、全員協議会を行います。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鎌田欣子議員） ご苦労さまでした。

散会 午後 4時17分